
■ 資料篇

資料

[1] 国名一覧

1. 発展途上国一覧

国 名	OECD, DACに よる分類	UNCTAD による分類	国 名	OECD, DACに よる分類	UNCTAD による分類
アジア (近東)	(38) (13)	(35) (13)	北朝鮮 ラオス マカオ マレーシア モンゴル フィリピン シンガポール 台湾 タイ ベトナム	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
バーレン イラン イラク イスラエル ヨルダン クウェート レバノン オマーン カタール サウジアラビア シリア アラブ首長国連邦 イエメン (南アジア)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	アフリカ (サハラ以北) アルジェリア エジプト リビア モロッコ チュニジア (サハラ以南) アンゴラ ベナン ボツワナ ブルンジ カメルーン カーボ・ベルデ 中央アフリカ チャド コモロ コンゴ ジブチ 赤道ギニア エチオピア	(54) (5) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	(52) (5) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
アフガニスタン バングラデシュ ブータン ミャンマー インド モルディブ ネパール パキスタン スリランカ (極東)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
ブルネイ 中國 香港 インドネシア カンボジア 韓国	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○			

国 名	OECD, DACに よる分類	UNCTADに よる分類	国 名	OECD, DACに よる分類	UNCTADに よる分類
ガボン	○	○	ザンビア	○	○
ガンビア	○	○	ジンバブエ	○	○
ガーナ	○	○	南アフリカ	○	○
ギニア	○	○			
ギニアビサウ	○	○			
コートジボワール	○	○			
ケニア	○	○			
レソト	○	○			
リベリア	○	○			
マダガスカル	○	○			
マラウイ	○	○			
マーリ	○	○			
モーリタニア	○	○			
モーリシャス	○	○			
マイヨー	○	○			
モザンビーク	○	○			
ナミビア	○	○			
ニジェール	○	○			
ナイジェリア	○	○			
レユニオン	○	○			
ルワンダ	○				
セントヘレナ	○				
サントメ・プリンシペ	○				
セネガル	○				
セイシェル	○				
エラレオネ	○				
ソマリア	○				
スーダン	○				
スワジランド	○				
タンザニア	○				
トーゴ	○				
ウガンダ	○				
ブルキナファソ	○				
ザイール	○				
			オセアニア	(16)	(6)
			クック諸島	○	
			フィジー	○	○
			キリバス	○	
			ナウル	○	
			ニューカレドニア	○	
			ニウエ諸島	○	
			太平洋諸島	○	
			パプア・ニューギニア	○	
			ポリネシア(仮領)	○	
			サモア	○	
			ソロモン諸島	○	
			トケラウ諸島	○	
			トンガ	○	
			ツバル	○	
			ワリス・フツナ諸島	○	
			西サモア	○	
			バヌアツ	○	
			米領サモア	○	
			グアム		
			アメリカ (北米・中米)	(46) (32)	(33) (21)
			アルバ	○	
			バハマ	○	
			バルバドス	○	
			ベリーズ	○	
			バミューダ	○	

国名	OECD, DACによる分類	UNCTADによる分類	国名	OECD, DACによる分類	UNCTADによる分類
コスタリカ	○	○	(南米)	(14)	(12)
キューバ	○	○	アルゼンチン	○	○
ドミニカ共和国	○	○	ボリビア	○	○
エルサルバドル	○	○	ブラジル	○	○
グアドループ	○		チリ	○	○
グアテマラ	○	○	コロンビア	○	○
ハイチ	○	○	エクアドル	○	○
ホンジュラス	○	○	フォーランド諸島	○	
ジャマイカ	○	○	ガイアナ	○	○
マルチニク	○		ギアナ(仮領)	○	
メキシコ	○	○	パラグアイ	○	○
オランダ領アンチル	○		ペルー	○	○
ニカラグア	○	○	スリナム	○	○
パナマ	○	○	ウルグアイ	○	○
サンピエールミクロン	○		ベネズエラ	○	○
トリニダード・トバゴ		○	ヨーロッパ	(7)	(1)
アンギーリヤ	○		アルバニア	○	
ケイマン諸島	○		キプロス	○	
ドミニカ	○	○	ジブラルタル	○	
グレナダ	○	○	ギリシア	○	
モントセラート	○		マルタ	○	
セント・クリストファー・ネイビス	○		トルコ	○	
セントルシア	○		ユーゴスラビア	○	
セントビンセント・グレナディーン	○	○	チャネル諸島		
タークス・カイコ諸島	○		フェロー諸島		
アンチグア・バーブーダ	○	○	マン島		
英領バージン諸島			合計	(161)	(127)
米領バージン諸島					
プエルトリコ					

(出所) OECD, DACについては、事務局資料による。
 UNCTADについては、AおよびCグループ(1989年3月現在)
 (注) 発展途上国の中には非独立国および領土を含む。

2. LLDC47カ国一覧 (1992年1月現在), 1人当たりGNP(1989年)

(単位: ドル)

国 名	認定された年	1人当たり G N P	国 名	認定された年	1人当たり G N P
アジア(9カ国)					
アフガニスタン	1971	...	レソト	1971	470
バングラデシュ	1975	180	ルワンダ	1971	320
ブータン	1971	...	マダガスカル	1992	230
カンボジア	1992	...	マラウイ	1971	180
ミャンマー(ビルマ)	1987	...	マリ	1971	270
ラオス	1971	180	モーリタニア	1985	500
モルディブ	1971	...	モザンビーク	1988	80
ネパール	1971	180	ニジェール	1971	290
北イエメン	1971	650	リベリア	1992	...
南イエメン	1975	...	サントメ・プリンシペ	1982	...
アフリカ(32カ国)					
ベナン	1971	380	シエラレオネ	1982	220
ボツワナ	1971	1,600	ソマリア	1971	170
ブルキナファソ	1971	320	スー丹	1971	...
ブルンジ	1971	220	タンザニア	1971	130
カーボ・ベルデ	1977	...	トーゴ	1982	390
中央アフリカ	1975	390	ウガンダ	1971	250
チャド	1971	190	ザイール	1992	260
コモロ	1977	...	ザンビア	1992	390
ジブチ	1982	...	大洋州(5カ国)		...
赤道ギニア	1982	430	キリバス	1986	...
エチオピア	1971	120	ソロモン諸島	1992	580
ガンビア	1975	...	ツバル	1986	...
ギニア	1971	430	バヌアツ	1985	...
ギニアビサウ	1981	...	西サモア	1971	...
中南米(1カ国)					
			ハイチ	1971	360

(出所) 世銀「アトラス1991」, 外務省資料

3. 世銀による各国の分類（1989年）

(1) 低所得国

国名	1人当たり G N P	国名	1人当たり G N P	国名	1人当たり G N P	国名	1人当たり G N P
モザンビーク	80	マダガスカル	230	ケニア	360	モーリタニア	500
エチオピア	120	ナイジェリア	250	パキスタン	370	アフガニスタン	280*
タンザニア	130	ウガンダ	250	ベナン	380	ブータン	150*
ソマリア	170	ザイール	260	中央アフリカ	390	カンボジア	—
バングラデシュ	180	マリ	270	ガーナ	390	リベリア	450*
ラオス	180	ニジェール	290	トーゴ	390	ミャンマー	250*
マラウイ	180	フルキナファソ	320	ザンビア	390	スー丹	470*
ネパール	180	ルワンダ	320	ギニア	430	ベトナム	—
チャド	190	インド	340	スリランカ	430		
ブルンジ	220	中国	350	レソト	470		
シェラレオネ	220	ハイチ	360	インドネシア	500		

(2) 中所得国

国名	1人当たり G N P	国名	1人当たり G N P	国名	1人当たり G N P	国名	1人当たり G N P
ニカラグア	500*	モロッコ	880	パラグアイ	1,030	チリ	1,770
アンゴラ	610	パプア・ニューギニア	890	エルサルバドル	1,070	コスタリカ	1,780
ボリビア	620	ホンジュラス	900	コロンビア	1,200	ポーランド	1,790
エジプト	640	グアテマラ	910	タイ	1,220	モーリシャス	1,990
セネガル	650	コンゴ	940	ジャマイカ	1,260	メキシコ	2,010
イエメン	650	シリア	980	チュニジア	1,260	アルゼンチン	2,160
ジンバブエ	650	カメルーン	1,000	トルコ	1,370	マレーシア	2,160
フィリピン	710	ペルー	1,010	ボツワナ	1,600	アルジェリア	2,230
コートジボワール	790	エクアドル	1,020	ヨルダン	1,640	ブルガリア	2,320
ドミニカ共和国	790	ナミビア	1,030	パナマ	1,760	イラク	2,350*

国名	1人当たりGNP	国名	1人当たりGNP	国名	1人当たりGNP	国名	1人当たりGNP
ベネズエラ	2,450	ユーゴスラビア	2,920	ポルトガル	4,250	レバノン	—
南アフリカ	2,470	ガボン	2,960	韓国	4,400	モンゴル	—
ブラジル	2,540	イラン	3,200	オマーン	5,220	ルーマニア	—
ハンガリー	2,590	トリニダード・トバゴ	3,230	リビア	5,310		
ウルグアイ	2,620	チェコスロバキア	3,450	ギリシア	5,350		

(3) 高所得国

国名	1人当たりGNP	国名	1人当たりGNP	国名	1人当たりGNP	国名	1人当たりGNP
サウジアラビア	6,020	オーストラリア	14,360	フランス	17,820	フィンランド	22,120
アイルランド	8,710	イギリス	14,610	アラブ首長国連邦	18,430	ノルウェー	22,290
スペイン	9,330	イタリア	15,120	カナダ	19,030	日本	23,810
イスラエル	9,790	オランダ	15,920	ドイツ	20,440	スイス	29,880
台湾	10,350	クウェート	16,150	デンマーク	20,450		
シンガポール	10,450	ベルギー	16,220	アメリカ	20,910		
ニュージーランド	12,070	オーストリア	17,300	スウェーデン	21,570		

(4) 非報告非加盟国

国名	1人当たりGNP	国名	1人当たりGNP	国名	1人当たりGNP	国名	1人当たりGNP
アルバニア	—	キューバ	—	北朝鮮	—	旧ソ連	—

(出所) 世銀「世界開発報告1991」。ただし*印はOECD, *Geographical Distribution of Financial Flows of Developing Countries 1986/1989, 1991*.

(注1) 中・低所得国については人口100万人以下の国は抜けている。

(注2) アフガニスタン, ブータン, リベリア, イラクは1987年の, ミャンマー, アルバニアは1988年の, ニカラグアは1989年の数値。

[2] 国際経済協力関係機関

1. 国際開発金融機関の概要

(1) 国際復興開発銀行 (International Bank for Reconstruction and Development)

〔資金状況〕 国際復興開発銀行（以下「世界銀行」という）の主要な資金源は加盟国の払込資本金、借入金及び営業純利益である。加盟国の資本金の応募額はおおむねその国の経済力に応じて決定され、IMF分担金に見合う形になっている。

1981年9月1日以降の応募については、応募額の7.5%の払込みが必要とされている。資本の応募は、応募額の0.75%を金又は米ドルで、残りの6.75%を自国通貨で払い込む必要がある。残りについては、世界銀行が業務運営上生ずる債務の弁済のため必要と認める場合には、その支払いを請求することができるとしている。この部分は、世界銀行の借入債務に対する信用力を保証する役割をもつものである。

借入金は世界銀行の最大の資金源である（1991年度末借入残高847.0億ドル）。また、1988年4月27日に授權された748億ドルの一般増資の応募は順調に進んでいる。これによる資本基盤の拡大に伴い世界銀行は、貸付承諾を今後5、6年間に毎年約10%ずつ増加させ、1990年代前期は、年額200億ドル以上とすることが可能になるとみられている。

〔貸付事業〕 貸付は、加盟国政府、地方公共団体、領域内の民間企業

第1表 世界銀行の活動実績

項目	年 度	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991
貸付承認件数		131	131	127	118	119	121	126
貸付承諾額(100万ドル)	11,356	13,179	14,188	14,762	16,433	15,180	16,392	
貸付国数	44	41	39	37	38	38	40	
貸付実行額(100万ドル)	8,645	8,263	11,383	11,636	11,310	13,859	11,431	

(資料) 世界銀行年次報告1989、1990、1991

(注) 世界銀行の会計年度は7月1日から6月30日。

第2表 世銀地域別・目的別貸付承諾額（1991年度）
 (単位:100万ドル, %)

地域別・目的別		金額	構成比
総計		16,392.2	100.0
地域別	アフリカ	662.9	4.0
	アジア	4,583.0	28.0
	ヨーロッパ、中東、北アフリカ	6,079.1	37.1
	ラテンアメリカ・カリブ海地域	5,067.2	30.9
目的別	農業・農村開発	1,913.1	11.7
	開発資金公社	1,695.0	10.3
	教育	1,515.5	9.2
	工業 ネルギー (うち電力) (うち石油・ガス・石炭)	2,759.0 (1,189.0) (1,570.0)	16.8 (7.2) (9.6)
	工ノ人公小技術通運都上	1,767.1 ンプロジエクト 口、保健、栄共部門 企 術 援	10.8 1,940.0 647.0 636.0 166.0 284.5 270.0 915.9 1,077.1 806.0
	農業	1,767.1	10.8
	保育	1,940.0	11.9
	栄養	647.0	3.9
	門管	636.0	3.9
	企業	166.0	1.0
	助	284.5	1.7
	信	270.0	1.6
	輸	915.9	5.6
	道	1,077.1	6.6
	水	806.0	4.9

(資料) 世界銀行年次報告1991

のいずれに対しても可能であるが、政府以外が借入者の場合には対象国の政府、中央銀行又はそれと同等の機関によって保証されることが必要である。貸付条件の決定に当たっては、当該プロジェクトの性格、借入国の国際収支、対外債務の状況を勘案するが、通常、据置期間はプロジェクトが運営され収益を生むようになるまでの期間とされ、償還期間はプロジェクトの存続期間を参考として計算される。1991年度中の貸付金利は、上半期7.72%，下半期7.73%とされた。また世界銀行は、数多くの特殊プロジェクトに関して、他の貸付国あるいは開発援助機関と協調融資を行うなど、他の援助実施機関と緊密な協力をを行っている（第1表及び第2表）。

(2) 国際開発協会 (International Development Association)

[資金状況] 国際開発協会（以下「第二世銀」という）の資金源の主要なものは、先進23カ国等からの応募出資金、一般増資、世界銀行の純利益の移転等である。

139カ国からなる第二世銀の加盟国は、第1部国（先進国グループ、23カ国）と第2部国（発展途上国グループ、116カ国）に二分される。協定上、当初出資については、第1部国はそれぞれの出資金を全額交換可能通貨で払い込む義務があるが、第2部国は、出資金の10分の1を交換可能通貨で払い込めばよく、残る10分の9は自国通貨で払い込むことができる。その後の増資にかかる第2部国の出資については、各々の増資決議において、出資金の全額を自国通貨で払い込むことが認められている。

[融資活動] 世界銀行に比べて第二世銀の条件の緩和されている点は、金利と期間であり、対象となるプロジェクトの選定等他の要素に関しては、世界銀行同様厳しい基準が設けられている。第二世銀の開発融資に対する手数料は、1988年4月に0.0~0.5%の範囲内で変動させることが理事会において決定された。償還期間は50年、据置期間は10年間であり、償還は最初の10年間は毎年元本の1%，続く30年間は3%とされている。

緩和された資金に対する発展途上国の需要は非常に多いが、第二世銀の資金は限られているため、1990年度については原則として1人当たりのGNP 1,070ドルの国が第二世銀融資適格の最上限とされることになった。しかし、これ以下であっても、通常の借り入れができる信用力を持つ国はその対象とならない場合があり、またこれをわずかに超える国に対して特定の場合には、世界銀行の一般貸付と第二世銀融資とを結びつけた混合融資が行われる。

第3表 第二字銀の活動実績

項目 年 度	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991
融資承認件数	105	97	108	99	106	101	103
融資承諾額(100万ドル)	3,028	3,140	3,486	4,459	4,934	5,522	6,293
融資国数	45	37	39	36	42	43	40
融資実行額(100万ドル)	2,491	3,154	3,088	3,397	3,597	3,845	4,549

(資料) 世界銀行年次報告1989, 1990, 1991

第4表 第二世銀の地域別・目的別融資承諾額（1991年度）
(単位：100万ドル， %)

地域別・目的別		金額	構成比
総計		6,293.3	100.0
地域別	アフリカ	2,731.3	43.4
	アジア	2,907.9	46.2
	ヨーロッパ、中東、北アフリカ	484.6	7.7
	ラテンアメリカ・カリブ海地域	169.5	2.7
目的別	農業・農村開発	1,794.2	28.5
	開発資金	156.8	2.5
	教育	736.2	11.7
	エネルギー (うち電力) (うち石油・ガス・石炭)	315.2 (155.0) (160.2)	5.0 (2.5) (2.5)
	工業	215.9	3.4
	ノンプロジエクト 人口、公人会員共 <small>ノン</small> 小技術通運都上	881.9 920.6 5.7 45.0 82.2 69.8 472.1 178.3 419.4	14.0 14.6 0.1 0.7 1.3 1.1 7.5 2.8 6.7
	保健、栄養		
	部門管		
	企業支援		
	輸送		
	都市下水		

(資料) 世界銀行年次報告1991

(3) 国際金融公社 (International Finance Corporation)

[資金状況] 国際金融公社（以下「IFC」という）の授権資本は当初1億ドルであったが、1977年に6.5億ドルに増額され、84年6月には6.5億ドルの増資を授権する決議が理事会において承認され、85～89年度に払い込まれることになっている。IFC協定ではこの応募資本の金額は、米ドル又は金で払い込まれるよう規定されており、すべて投融資業務に使用できることとなっている。

IFC投資の資金源は、当初10年間、応募資本と純益、保有証券の他の投資者

第5表 國際金融公社の活動

(単位:100万ドル)

項目 年度	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991
投融資承諾額	696	937	1,156	920	1,270	1,710	2,201	2,846
投融資承諾累計額	6,216	7,153	8,309	9,229	10,499	12,209	14,410	17,256

(資料) 國際金融公社年次報告1991

に対する売却替り金だけであったが、1965年に至り世界銀行及びIFC協定の改正により、毀損されていない応募資本及び剰余金の4倍までの借入れを世界銀行から行えるようになった（1989年度末世界銀行からの借入残高6.9億ドル）。

また1984年12月の理事会決定により国際資本市場から、IFCが直接資金調達できることとなり、IFCの利用可能な資金源も拡大した。

〔投融資業務〕 業務開始後の数年間は、IFCは発展途上国の民間企業に融資を行う機能しか与えられておらず、当時は世界銀行貸付には政府保証が必要であったのに対し、IFC融資にはこれを必要としなかった点だけが世界銀行との相違であった。1961年にこの点に関するIFC協定の改正が行われ、融資に加え、資本参加投資ができることとなった。これによってプロジェクトへの参加が容易になり、さらに、現地の開発金融会社への資本参加も可能となって、業務は急速に拡大した（第5表）。

1985年度からは新5カ年プログラムが開始され、IFC業務の大幅な拡大及び取引先に対する新しい金融サービス開発を予定する一方で、加盟発展途上国の民間部門における最も優先度の高いニーズに対応してきている。

なお、IFCは世界銀行及び第二世銀が融資を行う製造業、鉱業及び開発金融公社に関するプロジェクトの技術的側面について評価及び監督を行う機能を果たしており、これを通じて世界銀行及び第二世銀からの民間部門への資金の流れを促進している。

(4) 多数国間投資保証機関 (Multilateral Investment Guarantee Agency)

多数国間投資保証機関（以下「MIGA」という）は、発展途上国への資金の流れを促進するため非商業リスクに対する保証を提供することを目的とした

世界銀行グループの第4番目の国際機関として、1985年10月の世界銀行総会において設立条約が採択されていたが、88年4月12日に米国及びイギリスの批准完了によって正式に発効することとなった。

また、MIGAの理事会は同年6月22日の会合において、バーバー・コナブル現世界銀行総裁をMIGA初代総裁に指名し、7月1日には我が国の寺澤芳男が長官に就任した。

1991年度までには101カ国が署名し、加盟国数は58カ国となった。また、90年度にはMIGAの最初の保証が与えられ、4件のプロジェクトは外国投資総額10.4億ドル、MIGAの偶発負担義務総額132.3百万ドルであった。

(5) IMF(国際通貨基金: International Monetary Fund)

1944年7月、米国ニューハンプシャー州のブレトン・ウッズで開かれた44カ国の連合国通貨金融会議で国際通貨基金協定と国際復興開発銀行(世界銀行)協定に調印、通貨基金協定は45年12月27日発効、47年3月1日から業務を開始した。両協定と両機構はそれぞれブレトン・ウッズ協定、機構と呼ばれ、戦後の世界経済復興、発展に大きく貢献した。

〔目的〕 通貨についての国際協力と国際貿易の促進による雇用、所得の維持、為替の安定と競争的な為替切下げの防止、多角的決済方式の確立と為替制限の廃止、国際通貨基金の利用による対外収支の是正などをはかり、加盟国の国際収支の不均衡を短縮、軽減する。

〔加盟国〕 連合国通貨金融会議に代表を出席させ、かつ、協定の受諾期限たる46年12月31日までに加盟の手続きを終えた原加盟国は、40カ国であったが、91年8月末現在における加盟国数は、155カ国に上っている(なお、我が国は52年8月加盟)。

〔出資割当て〕 911億SDR(91年8月末現在)、原則として、各国割当額の25%をSDR、残りの75%を自国通貨で払い込むこととなっている。

現在は第8次増資が83年11月に発効し、主要各国の割当では第7表のとおりとなっている。

〔機構〕 総務会、理事会、専務理事及び職員で構成される。

総務会(Board of Governors):最高意思決定機関で、各加盟国の任命する代表(総務)1名及び同代理1名で構成される。総務会の会合には年次会合(総会)と臨時に開かれる特別会合がある。総務会は、①新規加盟の承認と加盟条件の

第6表 IMF

種類	資金利用枠
通常の引出し リザーブ・トランシュ	——
	対クォータ比100%
輸出変動・偶発補償融資制度(CCFF) (1990年11月改訂)	①いづれか2つの要因により利用する場合はクォータの105%。②3つ以上の要因により利用する場合はクォータの122%。③原則として、輸出変動要因：クォータの40%，外生的偶発要因：クォータの40%，穀物輸入額急増要因：クォータの17%，石油輸入価格上昇要因：クォータの40%，オプション（いづれの要因にも利用可）：クォータの25%。但し、石油輸入価格上昇要因については、穀物輸入額急増要因の枠も併せて利用可。
拡大信用供与制度(EFF) (1979年改訂)	対クォータ比140%，ただし第1クレジット・トランシュの利用と合せてクォータの165%を超えないこと
緩衝在庫融資制度(BFF) (1975年改訂)	対クォータ比45%（通常のトランシュと別枠）
信託基金（1981年3月終了）	1975年末のクォータに比例する（通常の引出しとは別個）
オイル・ファシリティー (1976年3月終了)	1974年ファシリティー：対クォータ比75%，1975年ファシリティー：対クォータ比125%，又は石油輸入コスト増分85%のいづれか低い方
補完融資制度(SFF)	スタンバイ取極め：第1次トランシュに1.25%，第2～4次それぞれに30.0%の併用が認められる。対クォータ比102.5%，拡大取極め対クォータ比140.0%
増枠融資制度(EAR) (1990年11月)	1年間でクォータの90%（基本枠）又は110%，3年間でクォータの270%（基本枠）又は330%，累積でクォータの400%（基本枠）又は440%
構造調整ファシリティー(SAF) (1986年3月)	3年間でクォータの63.5%（1年目20%，2年目30%，3年目は18.5%）
拡大構造調整ファシリティー(ESAF) (1987年12月)	3年間でクォータの250%（例外的に350%まで可能，各年2回に分け引出し）

融資制度の概要

概

要

IMFの当該国通貨保有額がクォータの100%に達するまでの引出し。無条件の引出し可能。

第1クレジット・トランシュの利用はかなり自由であるが、第2から第4クレジット・トランシュ（高次クレジット・トランシュ）の引出しには具体的な政策目標を含む経済調整計画の実施が条件となり、第2から第4にかけて漸次厳しくなる。高次クレジット・トランシュの引出しには、通常1～2年間のスタンダードバイ取極めに基づき行われる。

一時的な輸出の落ち込み等加盟国の国際収支困難を支援するため、①輸出変動補償融資（CFF）、②偶発要因補償融資（ECF）、③穀物輸入コスト増加による融資（CI）、④石油輸入価格の上昇による融資、の4種類の融資からなる（スタンダード・バイ、EFF等のIMF取極めを締結していることが前提）

経済構造の不均衡により国際収支困難に悩む国や国際収支ポジションが弱いため積極的な経済調整政策がとれない国を対象とし、利用に際しては通常3年間の拡大信用供与取極めを結ぶが、利用条件は厳しい。

国際的緩衝在庫制度への出資国で、国際収支上引出しの必要がある国を対象とする。

国際収支赤字の補填を目的として、1976年からの第1期融資では低所得国61カ国、78年7月から81年2月末の第2期融資では59カ国を対象とする。期間は最長10年。

総額69億SDRの融資が行われ、1983年5月にすべての買戻しが終了。

オイル・ショックの影響を最も深刻に被ったとして国連が認定した国（MSAC）には利子補給。

IMFの通常の資金利用だけでは賄えないような大幅かつ長期にわたる国際収支困難に直面している加盟国に対し補完的に融資する。

割当額に比して大きな国際収支不均衡に直面している国に対して融資を行う目的で補完的融資制度を引き継ぐかたちで発足。

マクロ経済・構造面での調整政策を実施する低所得発展途上国に対し、緩和された条件（金利0.5%，期間10年、借入後5.5年据置き）で国際収支援助を行う。

同上。ただし2回目以降の引出しにはコンディショナリティーを満たしていることが必要。

決定、②出資割当額の改定承認、③平価の一括変更（金価格の変更）の承認、④他の国際機関と協力すべき取決めの締結、⑤基金の純収入の分配の決定、⑥加盟国に対する脱退要求、⑦基金の清算の決定、⑧理事会の行った協定の解釈に関する異議申立ての裁決、の8項目を除く一切の権限を理事会に委任している。

理事会 (Executive Directors) : IMFの一般的業務を運営する責任を負う理事22名。6加盟国が任命する任命理事6名と、総会で選出される選任理事16名で構成される。本部はワシントン。

専務理事 (Managing Director) : IMFの職員の長としての理事会の指揮のもとにIMFの通常業務を行う。理事会によって選任され、任期は5年。総務、理事との兼務は認められない。理事会の議長となるが可否同数の場合の決定投票にのみ投票権をもつ。

現在専務理事に、ミシェル・カムドシュ氏が就任している。

投票権：総務会及び理事会の投票権は出資割当額に従って決定され、各加盟国は、基本投票権250票と追加投票権（割当額10万SDR相当額ごと1票）をもつ。

IMF暫定委員会：国際通貨制度に関する総務会暫定委員会(Interim Committee of the Board of Governors on the International Monetary System) 20

**第7表 第8次増資後の主要国割当て
(単位: 億SDR, %)**

	割当額	割当比率
アメリカ	179.2	19.66
イギリス	61.9	6.80
ドイツ	54.0	5.93
フランス	44.8	4.92
日本	42.2	4.63
その他	529.2	58.06
加盟国計	911.3	100.0

カ国委員会（国際通貨制度改革とこれに関する問題を検討するため1972年に総務会決議で設立、74年に任務を終了）の勧告により、1974年のIMF総会で設立された。

構成はIMF理事の選出母体（単独で理事を任命できる6加盟国とその他諸国による理事選挙で同一理事に投票する16グループの計22母体）ごとに1名任命される。

(6) **国際農業開発基金**(International Fund for Agricultural Development : IFAD)

IFADは、1972～74年の食糧危機を背景に、74年ローマで開かれた世界食糧會議で設立構想が出され、発展途上国の農業生産を増大させるための資金援助を行う目的で、先進国及び産油国がほぼ半額ずつ拠出するということで設立された基金である。設立協定の正式発効は、1977年11月と、比較的新しい。

〔目的、任務及び組織〕 IFADは、発展途上にある加盟国の農業開発のため追加的な資金を緩和された条件で利用することができるようになると目的とする。すなわち、本基金は、世界銀行、第二世銀、アジア開発銀行等既存の国際開発金融機関による資金供与に加えて、これを補充・強化すべく、特に農業開発分野に資金供与を行い、かつ、その際の資金供与条件も、「十分に緩和された条件」で資金供与し得るとされている。

加盟国は、1989年12月末現在、144カ国・地域となっている。

IFADの内部組織は、総務会、理事会及び総裁（事務局）で構成される。

① **総務会 (Governing Council)**

IFADのすべての権限は総務会に属する。ただし、総務会は、(a)協定の改正、(b)加盟承認及び加盟国の分類・再分類、(c)加盟国の資格停止、(d)基金の業務終了・資産分配、(e)理事会決定に対する異議申立ての裁決、(f)総裁の報酬の決定を除くその他の権限は、これを理事会に委任することができる。

② **理事会 (Executive Board)**

理事会は総務会の授權に基づき、基金の業務全般を運営する責任を有する。理事会は三つのカテゴリーからそれぞれ6カ国ずつ選出される18の理事国によって構成される。

③ **総裁 (President) 及び事務局**

総裁は、職員の長であり、総務会及び理事会の監督及び指揮の下に、IFADの業務の運営について責任を負う。総裁は、総務会において、総票数の3分の2以上の多数による議決で任命される。総裁の任期は4年で、1期に限り再任され得る。

〔資金状況〕 IFADの資金は、①当初拠出金、②追加拠出金、③非加盟国及び他の資金源からの特別拠出金、④業務から生ずる資金その他IFADが収得する資金から成る。

我が国の当初拠出は、52百万ドルであり、アメリカ(200百万ドル)、イラン(124百万ドル)、サウジアラビア(105百万ドル)及びベネズエラ(66百万ドル)、ドイツ(55百万ドル)に次いでいるが、第1次、第2次増資を含めると、我

が国は、アメリカ、サウジアラビアに次ぐ、第3番目の大口拠出国となっている。

当初拠出はカテゴリーI（先進国12カ国）及びカテゴリーII（OPEC諸国12カ国）を合わせ10億ドルでカテゴリーIとIIの間の拠出比率は57対43。

〔増資問題〕 (1) 第1次増資はカテゴリーI及びカテゴリーIIを合わせ10.7億ドルでカテゴリー間の拠出比率は58対42。

(2) 第2次増額はカテゴリーII諸国の経済情勢の悪化から、カテゴリーI及びカテゴリーIIを合わせ4.6億ドルにとどまった。カテゴリー間の拠出比率は60対40

なお、我が国（カテゴリーIに属する）の拠出比率は当初拠出、第1次増資第2次増資を通じてカテゴリーI内の9.7%。

〔事業活動〕 IFADの事業は加盟国である発展途上国や当該国が参加している政府間機関に対して、緩和された条件による貸付又は贈与の形式で資金供与を行うことであるが、IFADの業務の特徴の一つは、IFAD自身はプロジェクトの評価及びプロジェクト実施の監督を行い、実施は他の国際的機関の役務を利用することである。

(7) 米州開発銀行 (Inter-American Development Bank)

米州開発銀行（以下「IDB」という）の組織は最高決定機関としての総務会（加盟各国から1名ずつ出される総務で構成）、運営管理にあたる理事会（理事は12名）、総裁及び事務局からなっており、本部はワシントンに置かれている。

〔資金調達〕 資本金は加盟44カ国の中の資本応募によっており、1990年12月末時点で応募済み資本は払込資本金2,836百万ドルと請求資本金38,158百万ドルとに分けられ、この払込資本金は、域内外の先進国を中心とした国々からの借入金とともに、IDBの通常の融資活動の資金に充てられている。

特別業務基金及びその他の基金は、IDBの通常の融資業務とは別に特別ソフトな条件で行われる融資に充てられている。

〔融資活動〕 融資形態として、主なものは次のとおりである。

① 通常資金の融資

通常の融資活動で、返済期間15～25年（うち据置期間4～6年を含む）である。金利は、1983年の承諾分から変動金利方式を採用している（ローカルポーションについては4.0%）。1990年の融資承諾額合計は3,315百万ドルである。

第8表 米州開発銀行の分野別融資承諾額（1990年末現在）
 (単位:100万ドル, %)

分野	項目	年		1990		1961~90年累計	
		金額	構成比	金額	構成比		
直 接 生 産 部 門							
農 水 産 業	業	319	8.2	9,892	21.0		
鉱 工 業	業	280	7.2	6,164	13.1		
観 光		112	2.9	661	1.4		
経済的インフラストラクチャ							
工 ネ ル ギ 一		665	17.1	12,671	27.0		
運 輸 ・ 通 信		688	17.7	6,265	13.3		
社会的インフラストラクチャ							
環 境 ・ 衛 生		468	12.1	4,725	10.0		
都 市 開 発		144	1.6	1,876	4.0		
教 育 ・ 科 学 ・ 技 術		61	3.7	2,092	4.5		
そ の 他							
輸 出 金 融		76	2.0	1,007	2.1		
事 前 投 資		19	0.5	402	0.9		
そ の 他		1,049	27.0	1,240	2.6		
合 計		3,881	100.0	46,995	100.0		

(資料) 米州開発銀行年次報告1990

② 特別業務基金の融資

特別業務基金は、通常資金の融資では受け入れ難い借入国や対象プロジェクトに対し、特別にソフトな条件で融資を行うものであり、融資条件は金利年1~4%, 返済期間も25~40年（うち据置期間5~10年を含む）となっている。1990年における融資承諾額は517百万ドルである。

第9表 米州開発銀行の国別融資承諾額（1961～90年累計）
 (単位：100万ドル)

国名	項目	通常資本	特別基金 業務	信託基金	合計
アルゼンチン		3,847.4	511.1	49.2	4,407.7
パラハマ		120.1	—	2.0	122.1
バルバドス		95.9	43.0	18.8	157.7
ボリビア		834.6	846.6	71.4	1,752.6
ブルジル		6,078.0	1,228.6	133.2	7,439.8
チリ		3,770.8	203.3	44.0	4,018.1
コロニアビア		3,714.2	695.7	64.3	4,474.2
コスタリカ		972.9	353.7	109.0	1,435.6
ドミニカ共和国		414.4	590.1	77.4	1,081.9
エクアドル		1,457.1	919.5	90.4	2,467.0
エルサルバドル		334.8	627.7	131.2	1,093.7
グアテマラ		552.2	544.8	60.6	1,157.6
ガイアナ		109.8	220.7	8.0	338.5
ハンガリーチェ		—	337.3	6.8	344.1
ホンジュラス		336.1	712.0	52.8	1,100.9
ジャマイカ		592.5	175.2	106.1	873.8
メキシコ		5,842.6	563.3	35.0	6,440.9
ニカラグア		99.7	317.5	51.6	468.8
パナマ		555.0	282.9	34.5	872.4
パラグアイ		174.6	466.8	12.9	654.3
ペルー	一	1,035.8	404.1	203.5	1,643.4
スリナム		19.1	3.0	—	22.1
トリニダード・トバゴ		145.6	27.3	7.3	180.2
ウルグアイ		651.6	104.7	41.8	798.1
ベネズエラ		2,020.9	101.4	72.9	2,195.2
その他		1,245.6	194.2	14.1	1,453.9
合計		35,021.3	10,474.5	1,498.8	46,994.6

(資料) 米州開発銀行年次報告1990

(8) アジア開発銀行 (Asian Development Bank)

アジア開発銀行（以下「ADB」という）の組織は、最高の政策決定機関である総務会、業務運営上の管理を行う理事会及び銀行業務を行うバンク・スタッフに大別される。総務会の総務は、加盟各国から1名ずつ出されている。

理事会の理事は12名で、8名が域内国から、4名が域外国から選ばれている（任期は2年）。理事会は銀行の一般的運営管理上の決定を行い、理事会の議長は総務が兼ねている。

〔資金調達〕 ADBの資金は次の三つに大別される。

① 通常資金

通常資金は加盟国からの拠出資本金、借入金、準備金から成る。応募済の資本金は1989年の212億ドルから90年末には228億ドルとなった。

1990年末現在の未償還額は8,196百万ドルである。

② 特別基金（ソフトな条件によるもの）

当初、1968年に創設された多目的特別基金と74年6月に創設されたアジア開発基金の2種類があったが、79年末には前者は後者にすべて移転された。アジア開発基金の融資可能財源は、1989年末現在、151億ドルとなった。

原資は加盟先進国からの拠出に主として依存している。

③ 技術援助特別基金

融資活動に付随するコンサルタントの雇い上げ、専門家の派遣等の技術の協力に用いられるもので、1990年末現在69百万ドルの拠出があった。

〔融資活動〕 ADBによる融資は、具体的開発プロジェクトに対して行われ、これを部門別に見ると、公共投資の比重は相変わらず高いが、近年農業及び農業関連工業への融資が増加している。

(9) アフリカ開発銀行・アフリカ開発基金 (African Development Bank · African Development Fund)

アフリカ開発銀行（以下「AfDB」という）の組織としては、各加盟国の任命する総務及び総務代理からなる最高機関である総務会、域内国理事12名、域外国理事6名の計18名の理事からなる理事会が置かれている。

投票権は、各加盟国が625票を有するのに加え、各国が保有する資本の1株式ごとに1票を有する。

アフリカ開発基金（以下「AfDF」という）の組織としては、AfDB加盟のアフ

第10表 アジア開発銀行の国別・資金別貸付承認状況（1990年末現在）
(単位：100万ドル)

項目 国及び地域	1990年貸付承認額				1968～90年貸付承認額累計				構成比 (%)	
	通 資	常 本	特 基	別 金	計	通 資	常 本	特 基	別 金	
アフガニスタン	—	—	—	—	—	95	95	95	95	0.3
バングラデシュ	—	356	356	—	11	3,143	3,154	3,154	3,154	9.7
ブータン	—	7	7	—	—	39	39	39	39	0.1
カンボジア	—	—	—	—	—	2	2	2	2	0.0
中国	50	—	50	—	506	—	506	506	506	1.6
クック諸島	—	5	5	—	—	10	10	10	10	0.0
フィジー	—	—	—	—	103	—	—	103	103	0.3
香港	—	—	—	—	102	—	—	102	102	0.3
インド	717	—	717	2,361	—	—	2,361	2,361	2,361	7.3
インドネシア	808	130	938	6,027	612	6,640	6,640	6,640	6,640	20.4
キリバス	—	1	—	—	—	5	5	5	5	0.0
韓国	—	—	—	—	2,320	4	2,323	2,323	2,323	7.1
ラオス	—	28	28	—	—	205	205	205	205	0.6
マレーシア	15	—	15	1,544	—	3	1,547	1,547	1,547	4.8
モルディブ	—	—	—	—	—	16	16	16	16	0.1
ミャンマー	—	—	—	—	7	524	531	531	531	1.6
ネパール	2	121	123	4	—	981	985	985	985	3.0
パキスタン	330	375	705	2,682	3,161	5,843	5,843	5,843	5,843	17.9
パプア・ニューギニア	—	19	19	175	220	—	395	395	395	1.2
フィリピン	456	235	691	3,423	679	4,102	4,102	4,102	4,102	12.6
シンガポール	—	—	—	178	3	181	181	181	181	0.6
ソロモン諸島	—	5	5	—	43	43	43	43	43	0.1
スリランカ	—	196	196	14	1,093	1,107	1,107	1,107	1,107	3.4
台湾	—	—	—	100	—	100	100	100	100	0.3
タジキスタン	114	—	114	1,945	72	2,017	2,017	2,017	2,017	6.19
バヌアツ	—	2	2	—	—	22	22	22	22	0.1
ベトナム	—	—	—	4	41	45	45	45	45	0.1
西サモア	—	1	1	0	79	79	79	79	79	0.2
合計	2,492	1,480	3,972	21,507	11,062	32,569	32,569	32,569	32,569	100.0

(資料) アジア開発銀行年次報告1990

第11表 アジア開発銀行の部門別貸付承認

(単位：100万ドル， %)

分野 項目	年 1989		1990		1968～90年累計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
農業・農業関連工業	846.3	23.3	1,242.4	31.3	9,468.0	29.1
エネルギー	604.9	16.7	1,050.1	26.4	7,440.9	22.8
工業及び非燃料工業	55.7	1.5	38.4	0.9	1,205.3	3.7
金融	705.6	19.4	257.0	6.5	3,774.1	11.6
運輸・通信	586.1	16.2	855.0	21.5	5,411.9	16.6
社会インフラ	756.6	20.9	418.7	10.5	4,885.3	15.0
マルチ・セクター	69.0	1.9	110.5	2.8	383.2	1.2
合 計	3,623.6	100.0	3,972.1	100.0	32,568.7	100.0

(資料) アジア開発銀行年次報告1990

リカ諸国及びAfDF 参加国各1名からなる総務会、AfDBから指名された6名の理事及びAfDF 参加国側理事6名（アメリカ、フランス、カナダ、日本、ドイツ、スイス）の計12名からなる理事会が置かれ、一般事務組織・職員は AfDBのそれが利用される。

投票権は全体で2,000票で、その2分の1の1,000票が出資額のいかんにかかわらずアフリカ側に与えられている。

〔資金調達〕 AfDBの財源は加盟国の出資金、借入金等によっており、加盟国の出資金は、AfDBの株式に対し金又は交換可能通貨によって払い込まれる（第12表）。加盟国からの出資額は、1989年12月末時点において実際に払い込みを要する払込資本金1,759百万U.A.とAfDBからの請求により支払いを行う請求払資本金18,174百万U.A.に分けられる。

AfDFの財源は加盟国の出資金によっており、すべて交換可能通貨で払い込まれる（第13表）。なお、1989年12月に21.6億F.U.A.の第5次一般増資についての応募があった。

〔融資活動〕 AfDBの融資条件は、1990年6月末までは金利7.71%，7月から12月末までは7.93%，（ただし、1%の手数料及び未ディスバース分に対する1.0%のコミットメント・チャージを課す），償還期間は20年である。 AfDFの融資条件は第二世銀(IDA)と同様、無利息（ただし、0.75%のサービ

ス・チャージを課す), 融資期間50年(うち据置期間10年も含む)である(第12表及び第13表)。

第12表 アフリカ開発銀行・開発基金の国別貸付承認額(1990年)
 [アフリカ開発銀行] (単位: 100万U.A.) [アフリカ開発基金] (単位: 100万F.U.A.)

国名	金額	国名	金額
カメルーン	9.44	ブルンジ	31.56
コンゴ	8.00	カメルニア	3.17
ガボン	—	中央アフリカ	—
ルワンダ	—	チャド	10.54
ザイール	60.12	ルワンダ	20.61
ケニア	12.21	ザイール	1.77
セイシェル	—	ブチア	2.42
アルジェリア	150.00	エチオピア	3.03
エジプト	250.00	ケニア	30.48
モロッコ	76.54	マダガスカル	7.05
チュニジア	90.00	ソマリア	29.70
ボツワナ	11.50	エジプト	60.16
スワジラン	—	モーリタニア	—
ザンビア	49.35	ボツワナ	7.07
コートジボワール	119.05	モザンビク	56.09
ギニア	86.00	モロジラニ	14.87
ナイジェリア	244.93	モスタンザ	1.26
その他	—	ザンンザビア	69.59
合計	1,516.88	ブルキナファソ	21.24
		コートジボワール	3.11
		ガンビア	8.00
		ギニアビサウ	9.61
		マダガスカル	7.59
		ナイジエリヤ	11.60
		その他	—
		合計	2.36
			834.26

(資料) アフリカ開発銀行・アフリカ開発基金年次報告1990

第13表 アフリカ開発銀行・開発基金の分野別貸付承認額（1990年）
 [アフリカ開発銀行] (単位：100万U.A.,%)

分 野	項 目	貸 付 承 認 額	
		金 額	構 成 比
農	業	256.08	16.88
運	輸	103.76	6.84
公	共 事 業	508.15	33.50
開	發 銀 行 · 工 業	436.90	28.80
社	會 部 門 (教育・医療)	52.55	3.46
マ	ル チ セ ク タ 一	159.44	10.51
合	計	1,516.88	100.0

[アフリカ開発基金] (単位：100万F.U.A.,%)

分 野	項 目	貸 付 承 認 額	
		金 額	構 成 比
農	業	240.31	28.81
運	輸	135.41	16.23
公	共 事 業	123.96	14.86
工	業	55.08	6.60
社	會 部 門 (教育・医療)	165.03	19.78
マ	ル チ セ ク タ 一	114.46	13.72
合	計	834.26	100.0

(資料) アフリカ開発銀行・アフリカ開発基金年次報告1990

2. 我が国の経済協力機関

(1) 海外経済協力基金（OECF）

〔概要〕 海外経済協力基金（以下「基金」という）は、東南アジア地域その他の発展途上にある海外の地域の産業の開発又は経済の安定に寄与するため、その開発又は安定に必要な資金で日本輸出入銀行及び一般の金融機関から供給を受けることが困難なものについて、その円滑な供給を図るために必要な業務を行い、もって海外経済協力を促進することを目的として、1961年に法律に基づいて設立された。

〔業務内容〕 基金の投融資業務は、(1)外国政府（政府関係機関、地方公共団体等を含む）等に対する融資（以下「直接借款」という）と(2)海外における開発事業に従事する企業等に対する融資又は出資（以下「一般案件」という）に大別される。

75年7月1日から輸銀との業務分野の区別が明確にされ、直接借款はグラント・エレメントが25%以上の貸付業務はすべて基金が担当し、それ以外の貸付業務は輸銀が担当することとなった。すなわち、基金はDACの認める政府開発援助（ODA）に含まれる政府直接借款をすべて所掌する。また、一般案件の融資については、原則として輸銀担当であるが、農林水産業、鉱業（探鉱に限る）等の開発事業、準備調査及び試験的事業に対する貸付業務であって輸銀の貸付が困難なものは基金が担当する。一般案件の出資は基金担当である。

〔1990年度の活動状況〕 (1) 1990年（暦年）における基金の実施したODA実績は43.0億ドルであり、これは日本全体のODA（92.4億ドル）の46.5%， DAC加盟諸国実施した全ODAの7.6%を占める。

(2) 1990年度における基金の投融資総額は、承諾ベースで1兆0,144億79百万円で、このうち直接借款は、総額の99.2%を占め1兆0,068億03百万円であった。また、実行ベースでは総額8,128億円で、前年度比23%の増加となった。このうち直接借款は8,047億円で総額の99.0%を占めている。

(3) 1990年度中の承諾額を地域別にみると、アジア地域が72.7%，中南米地域が10.9%，アフリカ地域が7.9%，中近東地域が6.8%となっており、借款対象地域のグローバリゼーションが進展している。

(4) 1990年度中の承諾額を部門別にみると、直接借款では、運輸が26.5%で最も多く、一般案件では鉱工業部門が62.8%を占めている。

(5) 1961年3月の設立以後、90年度末までの投融資承諾総額は10兆1,256億

第14表 部門別承諾状況
(単位:件, 100万円, %)

部 門	形 態	1990年度			累計(1961~90年度)		
		件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
電力・ガス	直接借款	11	139,352	13.8	314	2,032,360	21.0
	一般案件	—	—	—	18	16,036	3.6
運 輸	直接借款	26	269,342	26.8	391	2,370,334	24.5
	一般案件	—	—	—	29	22,655	5.1
通 信	直接借款	7	64,798	6.4	145	631,566	6.5
	一般案件	—	—	—	11	7,332	1.7
灌漑・治水 ・干拓	直接借款	6	28,065	2.8	123	457,446	4.7
	一般案件	—	—	—	4	2,399	0.5
農林・水産業	直接借款	6	28,065	2.8	127	459,845	4.5
	一般案件	3	27,099	2.7	45	196,307	2.0
小 計	直接借款	10	1,923	25.1	237	115,807	26.1
	一般案件	—	—	—	—	—	—
鉱 工 業	直接借款	2	82,639	2.9	282	312,114	3.0
	一般案件	2	4,821	62.8	150	943,700	9.7
社会的 サービス	直接借款	8	48,21	8.1	388	220,890	49.9
	一般案件	—	—	—	—	—	—
開 発 金 融	直接借款	8	52,847	5.2	123	588,724	6.1
	一般案件	—	—	—	23	26,315	5.9
商品借款等	直接借款	3	52,847	5.2	146	615,039	6.1
	一般案件	—	—	—	—	—	—
その 他	直接借款	3	44,490	4.4	36	320,763	3.3
	一般案件	—	—	—	3	3,350	0.8
合 計	直接借款	16	261,630	26.0	172	1,949,680	20.1
	一般案件	—	—	—	—	—	—
合 計	直接借款	16	261,630	25.8	172	1,949,680	19.3
	一般案件	—	—	—	—	—	—
合 計	直接借款	14	41,362	4.1	85	191,948	2.0
	一般案件	2	932	12.1	24	28,079	6.3
合 計	直接借款	16	42,294	4.2	109	220,028	2.2
	一般案件	—	—	—	—	—	—
合 計	直接借款	100	1,006,803	100.0	1,584	9,682,827	100.0
	一般案件	7	7,676	100.0	737	442,865	100.0
合 計	直接借款	107	1,014,479	100.0	2,321	10,125,692	100.0
	一般案件	—	—	—	—	—	—

(注) 債務救済を含む。

第15表 地域別承諾状況

(単位：件、100万円、%)

地 域	形 態	1990年度			累計(1961~90年度)		
		件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
ア ジ ア	直接借款	71	733,843	72.9	1,267	7,850,294	81.1
	一般案件	2	3,492	45.5	367	192,803	43.5
	小 計	73	737,334	72.7	1,634	8,043,096	79.4
中 近 東	直接借款	5	68,776	6.8	42	351,615	3.6
	一般案件	—	—	—	49	35,170	7.9
	小 計	5	68,776	6.8	91	386,785	3.8
ア フ リ カ	直接借款	13	80,384	8.0	187	910,884	9.4
	一般案件	—	—	—	103	36,648	8.3
	小 計	13	80,384	7.9	290	947,531	9.4
中 南 米	直接借款	7	107,240	10.7	75	497,922	5.1
	一般案件	2	2,973	38.7	171	132,633	29.9
	小 計	9	110,213	10.9	246	630,555	6.2
オセアニア	直接借款	4	16,561	1.6	11	45,891	0.5
	一般案件	1	280	3.6	20	11,107	2.5
	小 計	5	16,841	1.7	31	56,998	0.6
東欧・その他	直接借款	—	—	—	2	26,224	0.3
	一般案件	2	932	12.1	27	34,503	7.8
	小 計	2	932	0.1	29	60,726	0.6
合 计	直接借款	100	1,006,803	100.0	1,584	9,682,827	100.0
	一般案件	7	7,676	100.0	737	442,865	100.0
	合 計	107	1,014,479	100.0	2,321	10,125,692	100.0

(注) 債務救済を含む。

92百万円、投融資実行額は7兆2,787億円、89年度末の投融資残高は6兆1,154億円である。

(2) 国際協力事業団 (JICA)

〔概要〕 国際協力事業団（以下「事業団」という）は、発展途上地域等の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的として、1974年8月1日に国際協力事業団法に基づいて設立された。

本事業団は、海外技術協力事業団及び海外移住事業団の双方を統合するとともに、通商産業省所管の（財）海外貿易開発協会の一部及び農林水産省所管の（財）海外農業開発財團のすべての業務を承継することにより設立されたものである。

〔事業内容〕 事業団の事業内容は第16表のとおりであるが、これを大別すると次の六つから構成されている。

すなわち、第1に発展途上地域に対するいわゆる政府ベースの技術協力の業務を行うこと、第2に青年の海外協力活動の促進に必要な業務（青年海外協力隊事業）を行うこと、第3に発展途上地域等の社会の開発並びに農林水産業及び鉱工業の開発に付随して必要となる関連施設の整備に必要な資金、開発事業に先行して行う試験的事業に必要な資金の供給、技術の提供等の業務を行うこと、第4に無償資金協力を効果的に実施するための調査及び技術協力と密接な関連を有する無償資金協力の実施の促進に必要な業務を行うこと、第5に技術協力のための人材の養成及び確保を行うこと、第6に海外への移住者（希望者）に対する援助及び指導等海外移住の円滑な実施に必要な業務を行うこと、第7に発展途上地域における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行ふことである。

事業団は、これらの相互に関連の深い業務を一体的に実施することにより、対外的にも国内的にも、政府の国際協力の総合的、効率的運営を一層推進することとしている。

(3) 日本輸出入銀行 (EXIM Japan)

〔概要〕 日本輸出入銀行（以下「輸銀」という）は、1950年12月に、全額政府出資の中・長期輸出金融機関として設立された。その目的は、現在では広く金融上の援助を与えること等により我が国と外国との貿易を主とする経済の交流を促進するため、一般の金融機関が行う輸出入及び海外投資に関する

第16表 國際協力事業団の事業内容

事 業 名	事 業 内 容
(1) 研修生受入れ事業	相手国政府又は国際機関等からの要請に基づき、事業団が受け入れ、政府機関、民間会社等の協力を得て実施している。研修の内容は、日本語教育を含めたオリエンテーション、各分野の技術研修、工場見学等である。
(2) 青年招聘事業	日本とアジア・太平洋諸国間の友好親善関係の基礎を築くため、これら諸国から将来の国造りを担う青年を我が国に招聘し、日本青年との交流事業を行う。
(3) 専門家派遣事業	相手国政府又は国際機関等からの要請に基づき、各部門における専門技術者を派遣して技術指導を行う。
(4) 開発調査事業	相手国政府の要請に基づき、主として建設、運輸及び農業等の部門に関し、調査団を派遣し、開発計画の立案等を行う。
(5) 技術協力センター事業	技術者、特に中級技術者を訓練養成するために現地に技術協力センターを設置し、必要機材を供与とともに、専門家を派遣して技術指導、研究開発、技術の普及等を行う。
(6) 機材供与事業	試験研究、技術指導又は普及に必要な機材を供与する。
(7) 保健医療協力事業	医療調査団の派遣、医師の長期派遣、病院の建設、医療機材の供与、研修生の受け入れ等を行う。
(8) 人口・家族計画協力事業	家族計画の普及に寄与するため調査団及び専門家を派遣するとともに機材を供与する。
(9) 農林水産業協力事業	調査団、専門家の派遣、研修生の受け入れ、巡回指導、モデル農場の設立運営等を有機的に結び付けた農業協力をを行う。
(10) 産業開発協力事業	発展途上国の地場産業の振興及び育成のため、調査団、専門家の派遣、研修生の受け入れ及び機材の供与等を有機的に結び付けた協力をを行う。
(11) 青年海外協力隊事業	発展途上国に対する奉仕の精神を持った我が国青年有志を派遣することによる技術協力をを行う。
(12) 専門家養成確保事業	発展途上国において産業開発、社会開発等を推進していくために技術的協力、言語能力、指導能力等多方面にわたる優れた人材を研修等の手段により育成する一方、一般からの派遣登録等を行う。
(13) 開発協力事業	開発投融资事業に必要な調査及び技術指導を行う。
(14) 開発投融资事業	次の二つの事業に必要な資金の貸付、出資及び債務の保証を行う。 ① 関連施設整備事業 ② 試験的事業等
(15) 無償資金協力促進事業	条約その他の国際約束に基づき発展途上地域の政府に対して行われる無償の資金供与による協力の実施の促進に必要な次の業務を行う。 ① 技術協力又はこれに密接に関連する事業のための施設の整備的目的とする無償資金協力にかかる契約の締結に関する必要な業務 ② 上記契約の実施状況に関する必要な調査
(16) 受託事業	① 通商産業省からの委託による海外開発計画調査業務 ② 通商産業省からの委託による資源開発協力基礎調査業務
(17) 移住事業	海外移住知識の普及、相談、あっせん、移住者に対する支度費の支給等。
(18) 災害援助等協力事業	海外、特に発展途上国における大規模な災害に対し、被災国もしくは国際機関の要請に応じ緊急援助活動を行う。

金融等を補完し又は奨励することにある。

〔業務内容〕 大別すれば、次のとおりである。

(1) 国内貸付

- ① 輸出金融：国内業者に対する、設備等の輸出に必要な資金の貸付。
- ② 技術提供金融：国内業者に対する、技術の提供に必要な資金の貸付。
- ③ 輸入金融：国内業者に対する、特定重要物資（設備を含む）の輸入に必要な資金の貸付。
- ④ 海外投資金融：国内業者に対する、海外投資に必要な資金の貸付。
- ⑤ 海外事業金融：国内業者に対する、海外において行う直営事業に必要な資金の貸付。

(2) 対外直接貸付

- ① タイド・ローン：外国の政府、政府機関もしくは地方公共団体（以下「外国政府等」という）又は外国法人に対する、我が国からの設備等の輸入、技術の受入れに必要な資金の貸付。
- ② 輸入金融：対日輸出を行う外国法人に対する特定重要物資の生産・販売に必要な資金の貸付。
- ③ 外国政府等に対する投資金融：外国政府等に対する、本邦業者との合弁事業に出資するために必要な資金の貸付。
- ④ アンタイド・ローン：外国政府等、又は外国の銀行その他の金融機関もしくは民営化法人等の外国法人に対する、本邦外において行う事業もしくは当該外国への物資（設備を含む）の輸入、技術の受入れに必要な資金の貸付。
- ⑤ リファイナンス：外国政府、政府機関又は外国銀行に対する、対日債務の決済に必要な資金の貸付。

(3) 出資

(4) 債務の保証

1990年度中の融資承諾実績は、455件、1兆5,870億円となり、本行設立以来最高の融資承諾額を記録した前年度に対して6%の減少となったものの、引き続き高水準であった。

この1990年度融資承諾実績の金融目的別内訳をみると、輸出金融59件、1,820億円（対前年度比39%増）、輸入金融95件、1,941億円（同22%増）、投資金融288件、8,820億円（同48%増）、アンタイドローン13件、3,289億円（同59%減）となっており、前年度に引き続き、本邦企業の活発な海外事業展開を反映した投資金融の増加が目立った。

第17表 日本輸出入銀行融資状況

(単位: 億円)

項目	年 度	1988	1989	1990
融 資 承 諾 額		14,573	16,936	15,870
貸 付 額		9,869	12,139	15,188
貸 付 残 高		52,405	57,327	66,190
債 務 保 証 残 高		116	134	291
資 本 金		9,673	9,673	9,673

第18表 地域別融資承諾状況

(単位: 億円)

	1990年度			1989年度			(A)-(B)	伸び率 (%)
	件 数	金 額 (A)	構成比 (%)	件 数	金 額 (B)	構成比 (%)		
東 ア ジ ア	31	668	4	35	871	5	△203	△23
東 南 ア ジ ア	114	3,767	24	151	3,762	22	5	0
西 ア ジ ア	5	132	1	4	77	0	55	71
北 米	130	5,316	33	164	3,994	24	1,322	33
中 南 米	41	1,994	13	47	4,976	29	△2,982	△60
ヨーロッパ	103	3,050	19	67	1,788	11	1,262	71
ア フ リ カ	24	526	3	41	920	5	△394	△43
大 洋 州	6	328	2	23	390	2	△62	△16
国際機関	1	90	1	2	157	1	△67	△43
合 計	455	15,870	100	534	16,936	100	△1,066	△ 6

この結果、上記各金融の承諾額合計に占める比率は、輸出金融11%（前年度8%）、輸入金融12%（同9%）、投資金融56%（同35%）、アンタイドローン21%（同48%）となった。

1990年度融資承諾実績の地域別内訳は、製品輸入金融と一般投資金融の融資承諾が前年度に引き続き好調に推移した北米が130件、5,316億円と前年度に対し33%の増加となり、全体に占める構成比も33%となった。次いでインドネシア・フィリピン向けのアンタイドローンの融資承諾を行い、また一般投資金融の融資承諾が増加した東南アジアが114件、3,767億円（構成比24%）、以下、ヨーロッパ103件、3,050億円（同19%）、中南米41件、1,994億円（同13%）、東アジア31件、668億円（同4%）、アフリカ24件、526億円（同3%）等の順となっている。

1990年度中の貸付額は、1兆5,188億円（対前年度比25%増）、回収額は6,485億円となり、1990年度末貸付残高は6兆6,190億円となった。

(4) アジア経済研究所 (IDE)

〔概要〕 アジア経済研究所は発展途上地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与するため、1958年12月、財団法人として発足したが、その後1960年7月特殊法人に改組され、現在に至っている。研究所はアジア地域をはじめとする第三世界を対象に、発展途上国の経済・社会発展にかかわる諸問題について調査研究を実施し、各種資料文献の収集・整備を行うとともに、国国内外にその成果を提供している。

〔業務内容〕 大別すれば五つの分野からなる。

(1) 調査研究活動：発展途上国の自立と発展に関する多くの問題を解明するため、発展途上国の経済、政治、社会の基礎的、総合的かつ実証的な調査研究を行う。

(2) 国際研究交流活動：発展途上国研究の深化と相互理解を促進するため、ASEAN等経済開発政策現地研究、特別海外共同研究、先進諸国間研究交流、在外職員派遣、海外客員研究員受入、シンポジウム開催などを通じて国際研究交流を行う。

(3) 資料・統計活動：我が国における最大の発展途上地域資料・情報センターとして、当該諸国地域に関する各種資料、統計を収集し、公開（閲覧、複写、検索サービス）する。また利用価値を高めるため、収集された資料情報を分析、加工し、書誌、二次統計を作成し、各界に提供する。

**第19表 アジア経済研究所の対発展途上国研究協力等実績（注）
(1990年)**

(単位：1,000円)

海外客員研究員等受入	104,500
専門家・調査団派遣	564,700
研究協力	71,500
その他の	2,977,000
合計	3,717,700

(注) 我が国の経済協力関係統計では、すべて政府開発援助のなかの技術協力として計上されている。

第20表 発展途上国向け研究協力の国別実績（1990年）

(単位：1,000円)

1. 韓国	479
2. タイ	8,733
3. インド	2,931
4. インドネシア	12,957
5. フィリピン	7,105
6. マレーシア	9,725
7. シンガポール	4,763
8. ブラジル	3,330
9. メキシコ	1,741
10. その他	19,767

(4) 成果普及活動：調査研究などの成果を、出版・講演会など各種広報活動により一般社会に普及するとともに各界の利用を促進する。

(5) 経済開発研修活動：今まで研究所が蓄積してきた研究成果・ノウハウ等を活用して発展途上国の経済社会開発等に参画する高度な学識を有する人材を育成する。

[1990年度の活動状況] (1) 90年度の研究所事業費予算41億484万円(実績)は政府開発援助の技術協力として海外客員研究員等受入、専門家・調査団派遣、研究協力等により、我が国の経済協力に寄与している。

(2) 調査研究活動としては、アジア諸国等の動向分析、我が国を中心とする先進諸国の政府開発援助・民間直接投資に関する調査研究、中東・中南米・アフリカ各地域の総合研究、ASEAN諸国の経済構造予測、アジア諸国の景気予測、アジア工業化展望総合研究、国別経済協力研究、発展途上国中小企業研究などを実施した。

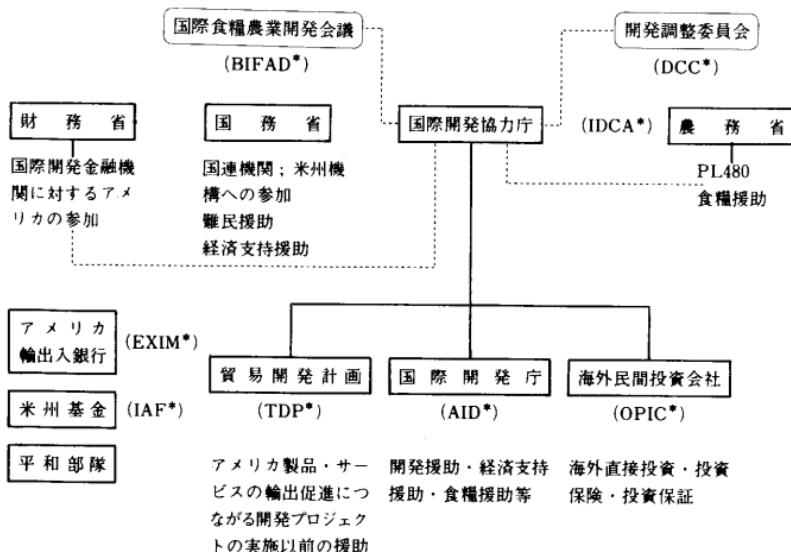
このほか、受託プロジェクトとして「石油流通合理化調査」(資源エネルギー庁)、「アジア諸国労働者移動の調査研究」(財アジアクラブ)等を実施した。

(3) 国際研究交流の分野では、90年度の海外客員研究員として韓国、タイ、インドネシアなどから22人を受け入れ、特別海外共同研究として中国、タイ、メキシコ及びパプア・ニューギニアを対象国に研究交流を行った。

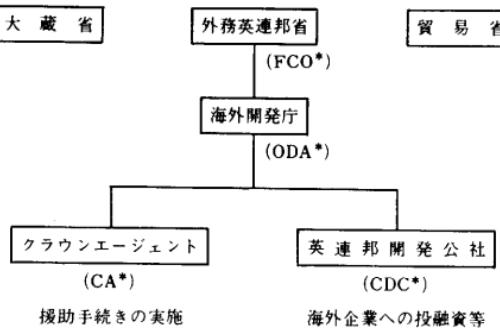
さらに国際シンポジウム「開発30年の成果と21世紀への展望」を開催し、米国、インドネシア、韓国、インド等の学者・専門家が参加した。

3. 援助供与国の援助行政機構

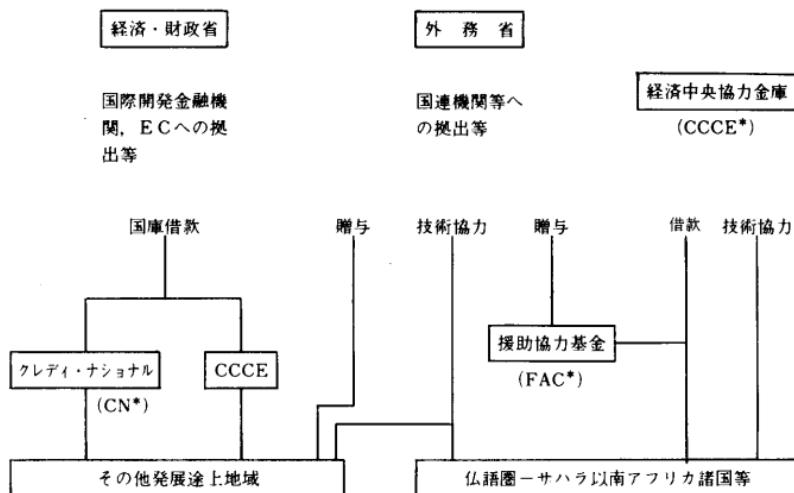
[アメリカ]



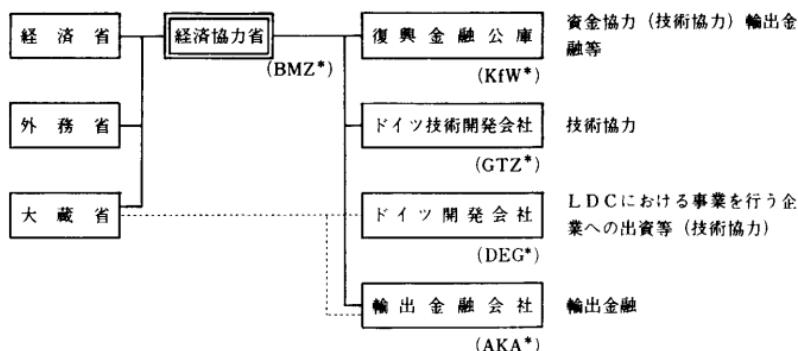
[イギリス]



〔フランス〕



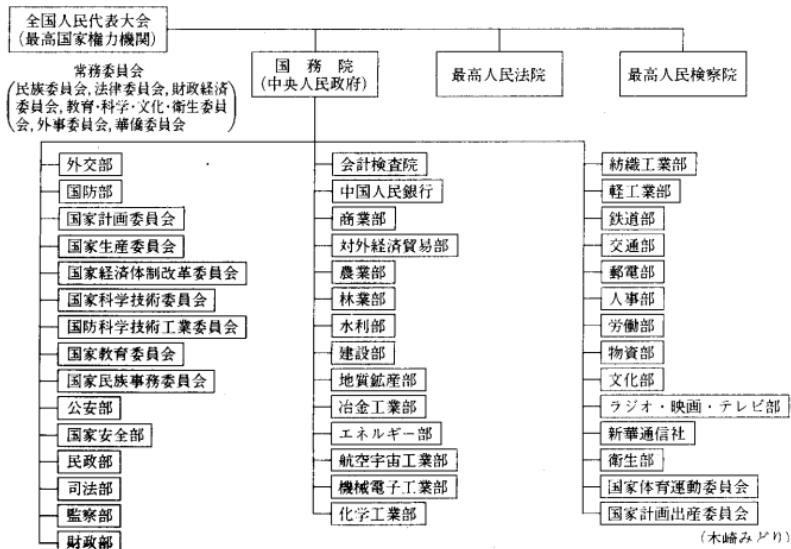
〔ドイツ〕



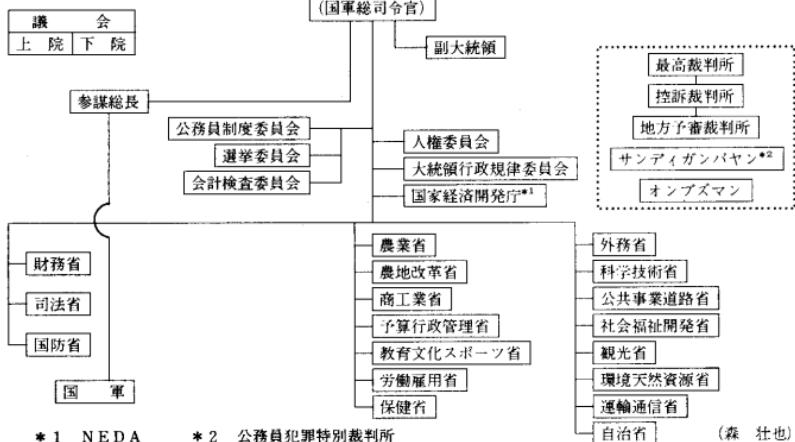
(注) *は略語を参照。

[3] 主要発展途上国の行政機構図 (1991年12月末現在)

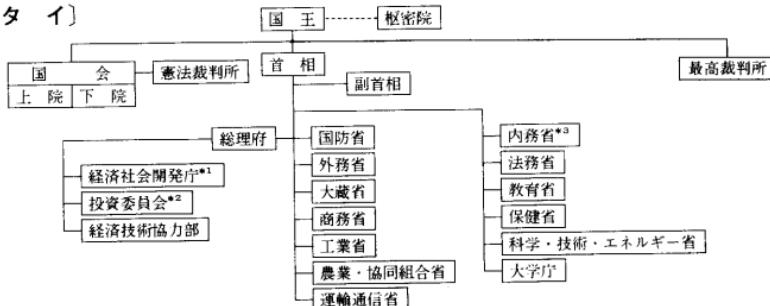
[中國]



[フィリピン]

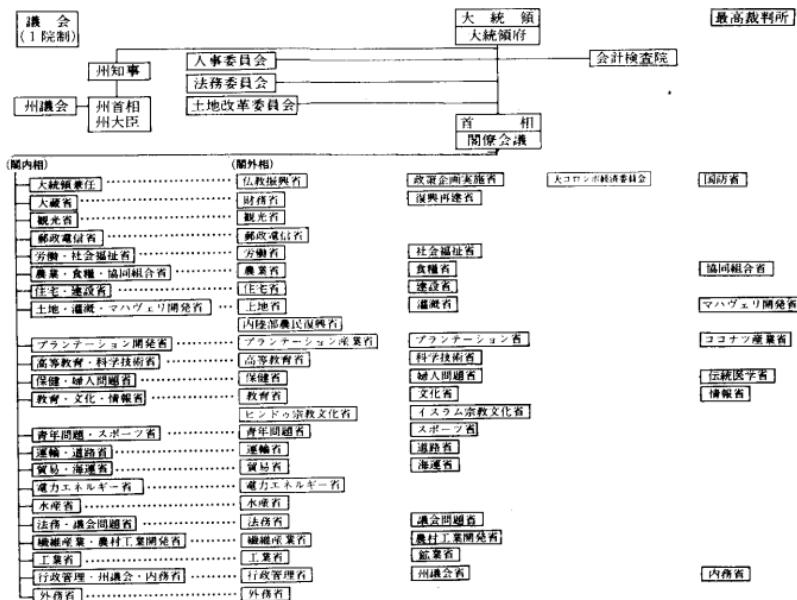


〔タイ〕



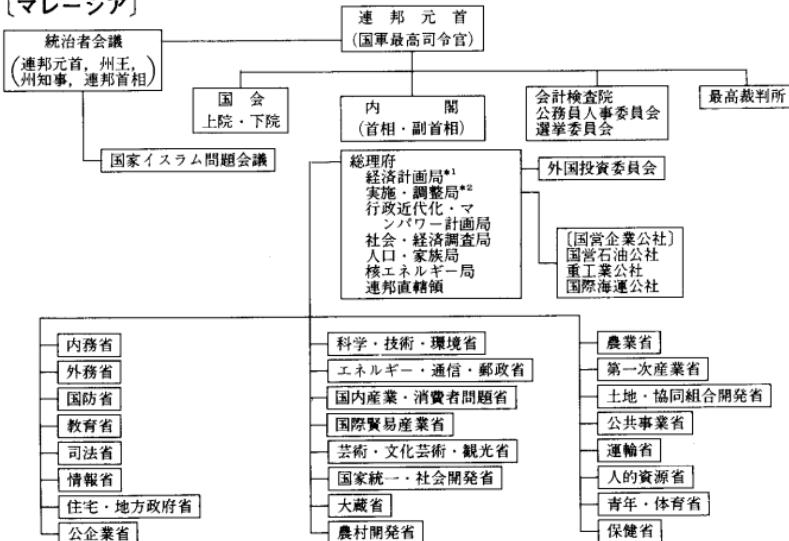
* 1 NESDB * 2 BOI * 3 近く、内務省労働局が労働省に昇格の予定

〔スリランカ〕



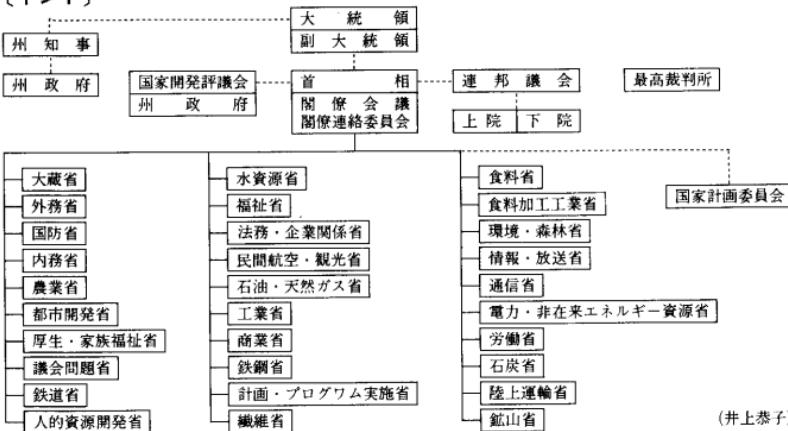
(荒井悦代)

〔マレーシア〕

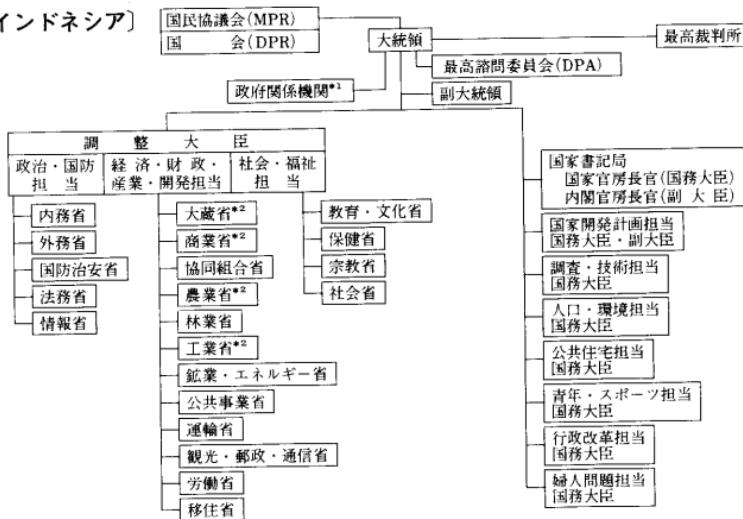


(木村隆男・鳥居 高)

〔インド〕



〔インドネシア〕

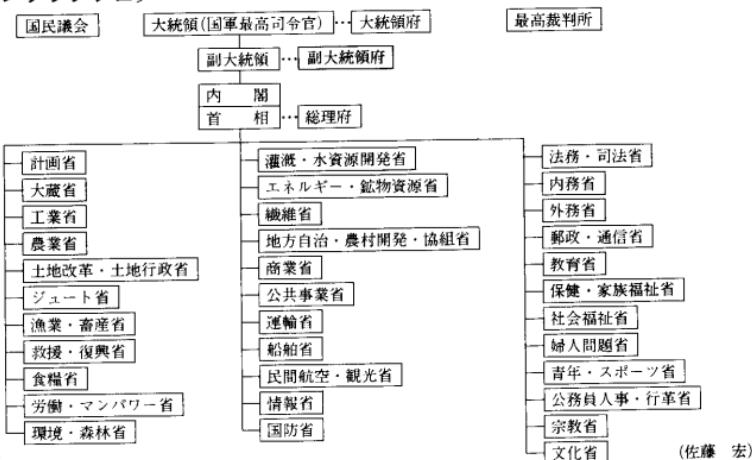


* 1 國家開発計画庁(BAPPENAS), 食糧調達庁(Bulog), 中央統計局(BPS), 投資調整庁(BKPM), 國家家族計画調整庁(BKKBN), 科学技術応用庁(BPPT)など

* 2 大臣・副大臣

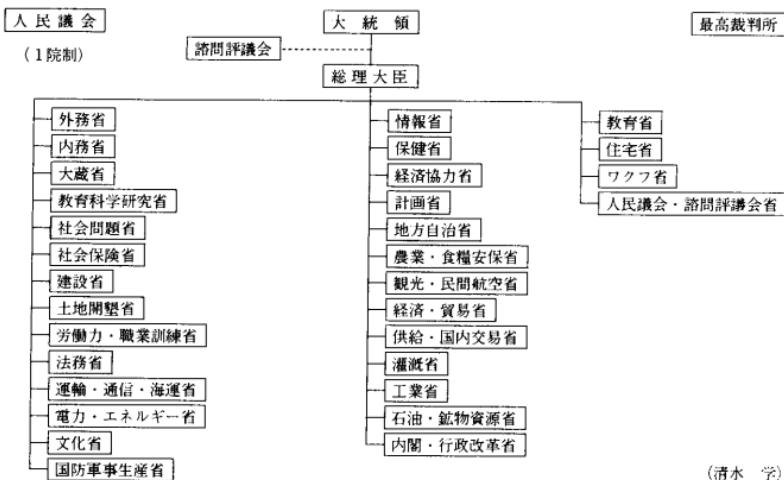
(佐藤百合)

〔バングラデシュ〕

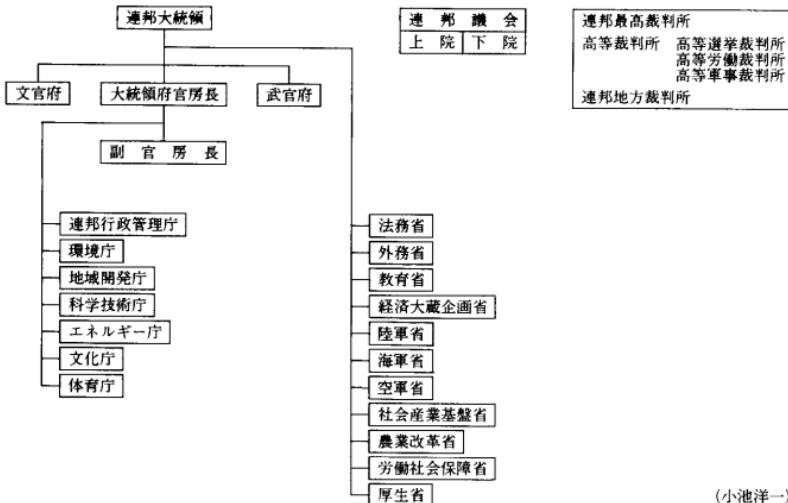


(佐藤 宏)

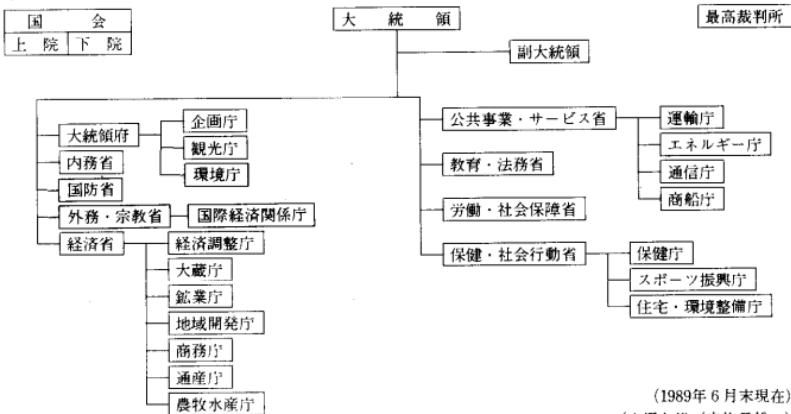
〔エジプト〕



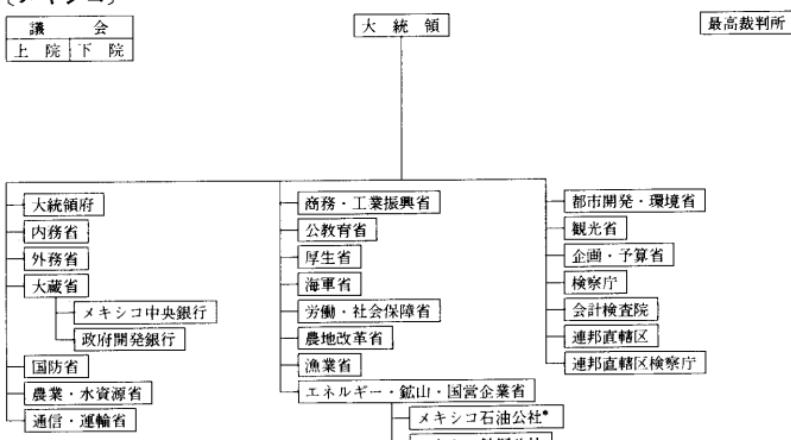
〔ブラジル〕



〔アルゼンチン〕



〔メキシコ〕



などから作成。() 内は、校閲者。

[4] 累積債務問題解決のための諸構想

	ベーカー構想(1985年10月、ベーカー米財務長官)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の短期の流動性重視の債務戦略から経済成長重視への転換。 ・世銀等開発金融機関及び民間銀行によるニュー・マネーの供与。
概要	<p>—持続的成長のためのプログラム—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済成長促進、国際収支調整の促進及びインフレ抑制のための債務国による総合的なマクロ経済・構造調整政策を採用する。 ・債務国を支援するため、IMFの中心的役割の維持及び国際開発金融機関による多額かつ効果的な構造調整融資による補完（世銀と米州開発銀行の融資を年30億ドル増加。従来、年60億ドルを拠出）を行う。 ・民間銀行による融資を増加させる。 (15の重債務国に対して1986～88年の3年間で200億ドルの純新規貸付を実施する。)
	宮沢構想(1988年9月27日、IMF・世界銀行合同総会において正式提案)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・IMFを活用して債務国が債務軽減を図るとともに、債務国への資金流入に重点を置いた資金還流促進策である。
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・債務国は、成長を促すための中期の構造調整プログラムについてIMFと合意する。 ・国際金融機関と先進国は、この構造調整プログラムを支援するため資金フローを強化する。 ・構造調整プログラムの実行を前提として、債務国と債権銀行は話し合いにより既存債務の一部を額面で債券化し、非債券化部分については適切な条件でリスケジュール（債務繰延べ）を行う。 ・債務国は債務支払の確実性を強化するため、債務化部分、非債券化部分の各々に対応した準備勘定を設け、IMFに管理を委任する。 ・IMFは現在より長期の資金を供給する。 ・民間銀行団は、新規融資のほか、場合によってはリスケジュール金利を軽減する。

メニュー・アプローチ(1987年9月、ベーカー米財務長官)

- ・債務の株式化等多様な金融手段を掲げ、具体的なケースについて、関係者が適當なオプションをケース・バイ・ケースで活用していこうとするものである。
- ・貿易及びプロジェクト融資：民間部門への資金供給を拡大し、輸入の促進に資するとともに、民間銀行にとっての収益確保も容易なものとなる。
- ・オンレンディング：中央銀行・政府への貸付を民間部門への貸付に振り替えるものであり、民間部門に対する生産用途の資金供給を促進する。
- ・ニュー・マネー・ボンド：新規貸付の一部を債務国が発行する債券を購入することにより行うもので、債券には、一種の優先弁済権的性格が付されることから、民間銀行にとっても魅力のあるものとなる。
- ・現地通貨株式への転換可能証書又は債券：債務支払い等を株式への転換可能債券により行うもので、債務支払い負担を軽減し国内生産の拡大をもたらし得る。
- ・エジット・ボンド：既存の貸付債権を証券化することにより、将来のニュー・マネー負担義務を免除するもので、エクスポートジャヤーの少ない銀行は、ニュー・マネー負担から解放され、また融資パッケージの組成を円滑にする。
- ・債務の株式化：債務国の債務の縮小と直接投資の促進に資することから、対外負債の債務／株式比率を改善し、かつ、債務支払い負担の軽減に資する。
- ・慈善団体使用のための債務の現地通貨への転換。
- ・制限のかつ任意の金利の元本化。
- ・従来の国際収支赤字補填のための融資 (balance of payments loans)：引き続き全てのニュー・マネー・パッケージの主要部分を占める。

ブレイディ提案(1989年3月、ブレイディ米財務長官)

- ・債務削減と金利軽減の必要性を重視。
- ・IMF・世銀等国際機関の関与を重視。
- ・民間銀行が累積債務国向け債務の圧縮と金利減免に応じる。
(具体策は債務国と協議し、幅広いメニューから選択。)
- ・債務国への新規融資も継続する。
- ・債務圧縮と金利減免に応じない銀行には3年間、元利払いを停止する。
- ・IMF・世銀は、債務債券化の際の元本を保証し、債務買い戻しのための資金を債務国に融資する。利払いの一部を保証するための追加的な資金支援も実施する。
- ・IMF・世銀は、民間銀行の対応が決まらない場合も融資決定を遅らせない。
- ・先進国政府は、民間銀行への監督規制を緩和し、会計規則や税制を整備する。
- ・債務国は、IMF・世銀の経済調整プログラムに沿って、逃避資本の還流や国内貯蓄を促進する。債務の株式化も奨励する。

[5] 貿易保険制度一覧表

貿易保険制度一覧表(その1)

保険の種類		保険の目的	保険契約者	被保険者	申込期間
普通通輸出保険	※個別保険(輸出者)	輸出契約(全品目)、技術提供契約又は仲介貿易契約	誰でもよい	輸出者	契約成立日から45日(非常危険)又は15日(信用危険)以内
	々(生産者)	供給契約(フランク等)	々	生産者	供給契約成立から45日(非常危険)又は15日(信用危険)以内
	増加費用保険 個別保険	輸出契約(運賃及び保険料)	々	輸出組合	輸出契約成立日から45日以内
			輸出組合		
	包括保険(綿糸布)	々(15万円超)(綿糸布)	々	々	
	々(化繊糸布)	々(15万円超)(化繊糸布)	々	々	
	々(毛製品)	々(15万円超)(毛製品)	々	々	
	々(織維製品)	々(15万円超)(織維製品)	々	々	
	々(鉄鋼)	々(鉄鋼)	々	々	
	々(亜鉛鉄板)	々(亜鉛鉄板)	々	々	輸出契約締結時
特殊保険	々(線材製品)	々(線材製品)	々	々	
	々(特殊鋼)	々(特殊鋼)	々	々	
	々(化学工業品)	々(1万メートル以上)(化学工業品)	々	々	
	々(金属洋食器)	々(15万円以上)(金属洋食器)	々	々	
	※設備等包括保険(鉄道車両)	々(1千万円以上の鉄道車両及び部品)	々	々	
	々(機械設備)	々(2千5百万円以上の機械フランク)	々	々	
	々(船舶)	々(5千円以上(船舶))	々	々	
	々(電線)	々(1千円以上(電線))及びその附属設備	々	々	
	々(自動車)	々(自動車)	々	々	船積を行った日の翌月の15日
	技術提供契約包括保険	技術提供契約 全品目……2千5百万円、1億円、3億円の3段階	技術等の提供者(特約締結者)	技術等の提供者	技術提供契約締結日から2月以内

*個別保険—保険契約者が保険の目的ごとに申込む保険の方式。包括保険に対するもの。

包括保険—保険契約者が保険者と特約を結び、一定期間内に締結される一定の輸出契約についてはリスト包括保険においては、保険契約者は逆選択(保険者にとって好ましくない保険事故発生のこと等の優遇がある)。

比例てん補制—保険者が現実に生じた損失額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額を支払うと実損てん補制—保険者が保険金額を限度として損失額にてん補率をかけた額を支払うというてん補方式。

概算支払い—被保険者が保険金の支払時点までに輸出貨物を処分していない場合において当該貨物が設備条件附支払い—被保険者が保険金の支払時点までに輸出貨物を処分していない場合において当該貨物の合理

担保危険及び保険事故	保険金額	損失額	てん補率	保険金支払方法等
①輸出前 非常危険又は信用危険（支払不能等に限る。）による輸出不能又は引渡不能（生産者保険）	自由に定められる。	①受取不能となった額から貨物の処分額、未支出費用、期待利益等を控除した残額 ②回収不能となった代金の額から回収金を控除した残額	非常危険95% 信用危険 個別60% (実損てん補制)	条件附支払制及び概算払制がある。 回 収 義 務
②輸出後 非常危険による代金回収不能				
非常危険による航海・航路の変更による增加費用負担	輸出代金の20%	増加した運送費用及び保険料の額	非常危険95% (実損てん補制)	
①輸出前 非常危険若しくは信用危険（支払不能等に限る。）による輸出不能	輸出代金の30%	①受取不能となった額から貨物の処分額、未支出費用、期待利益等を控除した残額		
	輸出代金の30, 40, 60%			回 取 義 務
②輸出後 非常危険による輸出代金回収不能	輸出代金の30%	②回収不能となった代金の額から回収金を控除した残額	非常危険95% 信用危険 包括80% (実損てん補制)	
	輸出代金の40%			
	輸出代金の30%			
輸出前 非常危険又は信用危険（支払不能等に限る。）による輸出不能	輸出代金の80%	受取不能となった額から貨物の処分額、未支出費用、期待利益等を控除した残額		条件附支払制及び概算払制がある。 回 取 義 務

クの多寡をとわず、すべて付保する仕組の保険。
能性の高い輸出契約だけを被保険者が選択して付保すること) ができる反面、保険料の低廉、てん補率の高い
いうてん補方式。

等であり、処分に長期間を要すると認められるときに採られる保険金支払方式である。
的な評価額の確定が困難であると認められる場合に採られる保険金支払方式である。

貿易保険制度一覧表(その2)

保険の種類		保険の目的	保険契約者	被保険者	申込期間
輸出代金保険	個別保険	輸出契約(プラント類等)	誰でもよい	輸出者	原則として船積前
	※包括保険(鉄道車両)	△(1千万円以上の鉄道車両及び部品)	輸出組合	△	輸出契約締結時
	△(機械設備)	△(2千5百万円以上の機械プラント)	△	△	
	△(船舶)	△(5千万円以上の船舶)	△	△	
	△(電線)	△(1千万円以上の電線及びその附属設備)	△	△	
	△(自動車)	△(自動車)	△	△	船積を行った日の翌月の15日
輸出代金貸付契約	個別保険	輸出代金貸付契約	誰でもよい	信用供与者	貸付契約締結時
	包括保険	△(1.5億円以上)	銀行 (特約締結者)	銀行	
為替変動保険	個別保険	プラント等の外貨建輸出契約又は外貨建技術提供契約であって保険の申込日から最終決済日までが2年を超えて15年内に満了するもの(米・ドル、英國・ポンド、ドイツ・マルク、フランス・フラン、スイス・フラン)	誰でもよい	輸出者又は技術提供者	輸出契約締結後 (技術提供) 契約締結後 1月以内
	包括保険	△(1億円以上の契約)	輸出者又は技術提供者 (特約締結者)		
輸出手形保険		外国為替公認銀行の手形買取行為(荷為替手形)	外国為替公認銀行	外国為替公認銀行	買取日から5日(日曜日、国民の祝日、1月2日及び3日並びに第2土曜日及び第3土曜日を除く)以内
輸出保証保険	個別保険	プラント輸出及び技術提供契約に基づき発行される輸出保証(入札保証、契約履行保証、前受金返還保証)	誰でもよい	外国為替公認銀行及び損害保険会社	○入札保証の場合 入札締切日から15日まで ○契約履行保証及び前受金返還保証の場合輸出保証書発行の日から15日までの日又は輸出契約等締結の日から30日までの日のいずれか遅い日まで(仮申込一任意)
	包括保険	(入札保証を除く。) (1千万円から20億円までの8段階)	輸出者又は技術提供者 (特約締結者)		
前払輸入保険		前払輸入契約	輸入者	輸入者	原則として前払日の前日まで

担保危険及び保険事故	保 険 金 額	損 失 額	てん補率	保険金支払方法等
非常危険又は信用危険による後払いの代金、賃貸料、対価の回収不能	輸出代金の97.5%以内	回収不能となった代金、賃貸料、対価の額から未支出金、取得した延滞利息等を控除した残額		
輸出後 非常危険又は信用危険による後払いの代金の回収不能	輸出代金の97.5%以内	回収不能となった代金から未支出金、取得した延滞利息等を控除した残額	比例てん補制	回 収 義 務
非常危険又は信用危険による貸付金の回収不能	貸付金の97.5%以内 貸付金の97.5%	回収不能となった貸付金の額から未支出金、取得した延滞利息等を控除した残額		
各決済日（実回収の方が円高の場合には実回収日）において為替換算率が輸出契約締結日又は技術提供契約締結日（保険契約申込日の方が円高の場合には保険契約申込日）に比し、3%以上円高になること。		為替換算率の変化によって生じた損失額から3%の為替変動による損失額を控除した金額。但し20%（実質17%）で頭打ちとする。	100%	・保険契約の申込みの日から2年以内に決済日の到来する部分については差損てん補を行わない。 ・為替差益を生じる場合は国庫納付義務
荷為替手形の不払い又はそ求償遅延	手形金額の82.5%以内	支払われなかった金額又はそ求を受けて支払った金額から回収金を控除した残額。	82.5%以内 (比例てん補制)	回 収 義 務
ボンドを発行した外国為替公認銀行等が、保証債務の不当な履行請求を受けこれを履行したこと。	保証金額の70%以内 保証金額の90%	不当な請求に基づき支払った保証金の額から回収金を控除した残額	比例てん補制	回 収 義 務
非常危険又は信用危険による前払金の回収不能	前払金額の90%以内	回収不能となった前払金の額から未支出金、回収金を控除した残額	比例てん補制	回 収 義 務

貿易保険制度一覧表(その3)

保険の種類		保険の目的	保険契約者	被保険者	申込期間
仲介貿易保険	個別保険	仲介貿易契約	仲介貿易者	仲介貿易者	契約締結後1月以内又は第3回船積日の前日(いずれか早い日)
	包括保険 (鉄道車両)	・(本邦品が1千万円以上の鉄道車両及び部品)	輸出組合	々	仲介貿易契約締結時
	・(機械設備)	・(本邦品が2千5百万円以上の機械)	々	々	
	・(船舶)	・(本邦品が5千万円以上の船舶)	々	々	
	・(電線)	・(本邦品が1千万円以上の電線及びその附属設備)	々	々	
	・(自動車)	・(自動車)	々	々	船積を行った日の翌月の15日
	・(技術)	①仲介貿易契約 代金…1億円、5億円、10億円の3段階 ②仲介貿易の用に供する設備 設備…1千万円、5千万円、1億円の3段階	仲介貿易者 (特約締結者)	々	仲介貿易契約締結日から2月以内
	保険貿易保険 (仲介貿易代金貸付契約)	仲介貿易代金貸付契約	誰でもよい	信用供与者	貸付契約締結後1月以内又は貸付日の前日(いずれか早い日)
	包括	・(1.5億円以上)	銀行 (特約締結者)	銀行	貸付契約締結時
海外投資保険			誰でもよい	海外投資者	送金日・輸出日又は保証債務に係る長期借入金の受領の日から30日以内 (仮申込—上記に掲げる日前)
技術提供等保険	個別保険	①技術提供契約 ②技術等の提供の用に供する設備	誰でもよい	技術等の提供者 (特約締結者)	技術提供契約締結日から2月以内(個別保険の場合)技術提供契約締結日から2月以内、かつ、技術提供開始前(信用条件適合認定申請—2年以上遅延)
	包括保険	・(1)対価…1億円、5億円、10億円の3段階 ②設備…1千万円、5千万円、1億円の3段階	技術等の提供者 (特約締結者)		
短期総合保険			企業包括特約の締結企業	同左	輸出契約等の締結時

担保危険及び保険事故	保 险 金 額	損 失 額	てん補 率	保険金支払方法等
非常危険又は信用危険による仲介貿易代金の回収不能	仲介貿易代金の90%以内	回収不能となった仲介貿易代金の額から未支出金、回収金を控除した残額	比例てん補制	回 収 義 務
	仲介貿易代金の90%			
非常危険又は信用危険による貸付金の回収不能	貸付金の90%以内	回収不能になった貸付金の額から未支出金、回収金を控除した残額	比例てん補制	回 収 義 務
	貸付金の90%	<4号投資>株式等・貸付金の収用、戦争・收用による被投資法人の事業の継続不能、処分した株式等・貸付金の本邦への送金不能、被投資法人の破産及び同事由による保証債務の履行 <4号投資>不動産等の取用、戦争による不動産等の事業用供用不能、不動産等の事業用不能、不動産等の対価の本邦への送金不能 <5号投資>貸付金の取用、戦争・收用による被投資法人の事業の継続不能、為替制限等の非常危険又は信用危険による貸付金の回収不能及び同事由による保証債務の履行		
①非常危険又は信用危険による技術提供対価(確認費用、支出費用)の回収不能 ②設備の収用、又は戦争危険による海外建設工事活動の継続不能	自由に定められる	<4号投資>株式等・貸付金の収用、戦争・收用による被投資法人の事業の継続不能、処分した株式等・貸付金の本邦への送金不能、被投資法人の破産及び同事由による保証債務の履行 <4号投資>不動産等の取用、戦争による不動産等の事業用供用不能、不動産等の事業用不能、不動産等の対価の本邦への送金不能 <5号投資>貸付金の取用、戦争・收用による被投資法人の事業の継続不能、為替制限等の非常危険又は信用危険による貸付金の回収不能及び同事由による保証債務の履行	<1号~3号投資>非常危険 90% 信用危険 40% <4号投資>非常危険 90% <5号投資>非常危険 90% 信用危険 80% <6号投資>非常危険 70% 信用危険 60% (実損てん補制)	回 収 義 務
	①対価に係る損失…保険金額の97.5%以内 ②設備に係る損失…保険金額の90%以内 ①対価に係る損失…保険金額の97.5%以内 ②設備に係る損失…保険金額の90%	①回収不能となった対価の額から未支出金、取得した遅滞利息等を控除した残額 ②事故発生前の投資の純財産額又は原投資額のいずれか少ない額から補償金等を控除した残額 <4号投資>元本の取得のための対価の総額から回収金を控除した残額	①比例てん補制 ②90% (実損てん補制)	
①輸出前 非常危険又は信用危険(支払不能等に限る)による輸出不能 ②輸出後 非常危険又は信用危険による後払いの代金の回収不能	①輸出前 輸出代金の80% ②輸出後 1. 輸出代金の97.5% 2. 仲介代金の90%	①受取不能となった額から貨物の処分額、未支出費用、期待利益等を控除した残額 ②回収不能となった代金の額から回収金を控除した残額	①輸出前 非常危険95% 信用危険80% (実損てん補制) ②輸出後 比例てん補制	回 収 義 務

[6] 主要大規模経済協力プロジェクトの概要

国名	プロジェクト名	概要	進捗状況
サウジアラビア	アルジュベール石油化学	<ul style="list-style-type: none"> ・エチレン23万t/年、低密度ポリエチレン13万t/年、エチレングリコール15万t/年 ・所要資金 約3,300億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・79. 1 日本調査会社（SPDC）設立。 ・80. 4 日・サ共同フィージビリティ・スタディ（企業化調査）を行うためのインテリム・アグリーメント調印。 ・81. 3 日・サ共同フィージビリティ・スタディ完了。 ・81. 5 海外経済協力基金からの出資（日本側出資負担480億円の45%、216億円）を内容とする政府支援策を講ずることとする閣議了解。 ・81. 5 合併契約調印。 ・81. 9 現地法人「イースタン・ペトロケミカル・カンパニー」設立。 ・85. 3 工場完成。 ・87. 1 商業運転開始。
インドネシア	アサハンアルミ	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミ製錬22.5万t/年 ・水力発電所最大出力 51.3万kW ・所要資金 4,110億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・75. 7 本プロジェクトの支援につき閣議了解。 ・75. 11 日本側投資法人設立。 ・76. 1 現地合弁会社設立。 ・76. 9 工事着工。 ・78. 8 追加所要資金調達につき両国政府間において合意（基金追加出資、日本側出資分の50%）。 ・82. 1 第1系列の一部操業開始。 ・82. 10 アルミ地金の引取り開始。 ・83. 10 第2系列完成。 ・84. 10 全設備完成。現在操業中。 ・87. 6 アルミ市況の低迷、大幅な円高の進行に伴い円滑な事業の進行が困難となつたため、支援につき閣議了解。 ・現状：追加支援措置及びアルミ市況の好転によってほぼ順調に操業中。
シンガポール	シンガポール石油化学	<p>(エチレン生産計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エチレン30万t/年 ・所要資金 1,174億円 <p>(誘導品生産計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧ポリエチレン12万t/年、ポリプロピレン10万t/年、中低圧ポリエチレン8万t/年、エチレン・オキサイド・グリコール8万t/年 ・所要資金 1,003億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・77. 5 福田総理がリー首相に対し、日本の支援を表明。 ・77. 7 日本側投資法人（JSPC）設立。 ・77. 8 本プロジェクトの中核となるエチレンセンターについて現地合弁会社設立。 ・80. 4～5 誘導品分野について、二つの現地合弁会社設立。 ・80. 7 エチレンセンター工事着工。 ・83. 9 エチレンセンター会社（P C S）の財務体質強化のため追加出資決定。政府は本プロジェクトの所期の目的達成のため所要の支援を行うこととした。（基金出資、日本側総出資分の20%） ・84. 2 エチレンセンター及び誘導品会社（エチレン・オキサイド・グリコールを除く）の操業開始。 ・85. 2 エチレン・オキサイド・グリコールプラントの操業開始。 ・85. 3 全プラントが完成操業中。

(1991年10月1日現在)

国名	プロジェクト名	概 要	進 捗 状 況
ブ ラ ジ ル	ア マ ゾ ン アル ミ	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミ製錬32万t/年、 アルミナ製造80万t/ 年 ・所要資金 約4,398億 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・76. 9 本プロジェクトの支援につき閣議了解。 (基金出資は日本側出資分の40%) ・77. 1 日本側投資法人（N A A C）設立。 ・78. 9 現地合弁会社設立。 ・81. 7 政府追加支援閣議了解。 (基金出資、日本側追加出資分の40%) ・83. 5 日伯当時者間でアルミナ製造計画の工事のス ローダウン等に基本合意。 ・86. 12 アルミ製錬第1フェーズ（16万t/年）完成。 ・87. 6 政府追加支援閣議了解。 日本側の基金出資を50%に引き上げ。 ・91. 2 アルミ製錬第2フェーズ（16万t/年）完成。
	ウ ジ ミ ナ ス 製 鉄 所	<ul style="list-style-type: none"> ・粗鋼350万t/年 ・総所要資金 約27億 ドル 	<ul style="list-style-type: none"> ・57. 4 本プロジェクトの支援につき閣議了解。 ・57. 12 日本側投資法人設立。 ・58. 1 現地法人ウジミナス社設立。 ・62. 10 第1高炉に火入れ。 ・65. 10 一貫製鉄体制（50万t/年）確立。 ・74. 2 140万t体制確立。 ・76. 10 240万t体制確立。 ・83. - 350万t体制確立。 ・現状：第3期拡張計画（350万t/年）が確立され、現在同 製鉄所は中南米最大規模の一貫製鉄所。
	日 伯 紙 パ ル ブ 資 源 開 発	<ul style="list-style-type: none"> ・パルブ35万t/年 ・総所要資金 3.98億 ドル（実績） 	<ul style="list-style-type: none"> ・73. 6 日本側投資法人（JBP）設立。 ・73. 9 ミナスジェライス計画につき現地合弁会社 (セニブラ) 設立。 ・73. 11 本プロジェクトの支援につき閣議了解（基金 出資、日本側出資分の40%）。 ・74. 10 エスピリットサント計画につき現地合弁会社 (フロニブラ) 設立。 ・77. 9 セニブラ操業開始。 ・79. 8 セニブラの資金不足に対し、日本側出資額の 30%を基金より追加出資。 ・83. 6 兩計画の合併一体化に基本的合意。 ・84. 8 兩計画の合併一体化の実施。 ・現状：パルブ生産（35万t/年）は順調。

[7] 我が国の発展途上国からの製品輸入

(単位: 100万ドル, %)

品目名	地域	1988		1989		1990	
		シェア		シェア		シェア	
総輸入額	全世界	187,354	46.4	210,847	46.1	234,799	47.6
	発展途上国	86,925	(100.0)	97,250	(100.0)	111,842	(100.0)
食料品	全世界	29,120	40.9	31,012	38.6	31,572	39.1
	発展途上国	11,902	(13.7)	11,976	(12.3)	12,333	(11.0)
原料品	全世界	28,040	38.5	30,671	37.8	28,467	39.2
	発展途上国	10,801	(12.4)	11,602	(11.9)	11,162	(10.0)
繊維原料	全世界	3,309	31.2	3,337	29.4	2,643	31.9
	発展途上国	1,032	(1.2)	982	(1.0)	844	(0.8)
金属原料	全世界	8,488	45.8	9,333	45.8	9,119	48.1
	発展途上国	3,885	(4.5)	4,277	(4.4)	4,383	(3.9)
鉱物性燃料	全世界	38,356	81.9	43,053	82.5	56,732	85.6
	発展途上国	31,414	(36.1)	35,532	(36.5)	48,578	(43.4)
製品	全世界	67,838	48.4	106,110	35.9	118,028	33.7
	発展途上国	32,809	(37.7)	38,140	(39.2)	39,769	(35.6)
化学製品	全世界	14,830	20.3	15,948	21.4	16,045	22.6
	発展途上国	3,011	(3.5)	3,411	(3.5)	3,631	(3.2)
機械機器	全世界	26,661	19.7	32,376	20.8	40,863	19.3
	発展途上国	5,256	(6.0)	6,740	(6.9)	7,889	(7.1)
その他製品	全世界	50,347	48.7	57,786	48.4	61,120	46.2
	発展途上国	24,542	(28.2)	27,989	(28.8)	28,249	(25.3)
うち繊維製品	全世界	10,631	77.3	13,283	76.1	12,804	69.8
	発展途上国	8,218	(9.5)	10,104	(10.4)	8,943	(8.0)

(資料) 貿易統計

- (注) 1. 全世界のシェアとは、我が国の品目別輸入総額に対して発展途上国が占める割合である。
2. ()内シェアは、発展途上国からの総輸入額に対する品目別輸入割合である。
3. 発展途上国の定義はDAC分類による。